

令和5年12月第430回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第85号議案	令和5年度福井県一般会計補正予算（第4号）	（ 1）
第86号議案	令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）	（ 15）
第87号議案	令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	（ 19）
第88号議案	令和5年度福井県病院事業会計補正予算（第2号）	（ 21）
第89号議案	令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第1号）	（ 23）
第90号議案	令和5年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	（ 25）
第91号議案	令和5年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	（ 27）
第92号議案	令和5年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第1号）	（ 29）
第93号議案	福井県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	（ 31）
第94号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について	（ 35）
第95号議案	福井県国民健康保険条例の一部改正について	（ 81）
第96号議案	福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部改正について	（ 83）
第97号議案	指定管理者の指定について	（ 85）
第98号議案	指定管理者の指定について	（ 87）
第99号議案	指定管理者の指定について	（ 89）
第100号議案	指定管理者の指定について	（ 91）
第101号議案	指定管理者の指定について	（ 93）
第102号議案	指定管理者の指定について	（ 95）
第103号議案	指定管理者の指定について	（ 97）

目 次

第104号議案	指定管理者の指定について	(99)
第105号議案	指定管理者の指定について	(101)
第106号議案	中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事請負契約の変更について	(103)
第107号議案	令和6年度当せん金付証券の発売について	(105)
報告第26号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(107)
報告第27号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(111)
報告第28号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(115)
報告第29号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(119)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	(123)
特 別 会 計	(193)
福 井 県 病 院 事 業 会 計	(197)
臨海工業用地等造成事業会計	(216)
工業用水道事業会計	(227)
水道用水供給事業会計	(241)
臨海下水道事業会計	(258)

令和5年度福井県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,651,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574,689,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第4表の1債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		130,844,722	3,206,508	134,051,230
	1 地方交付税	130,844,722	3,206,508	134,051,230
7 分担金および負担金		2,018,177	826,370	2,844,547
	1 負担金	2,018,177	826,370	2,844,547
9 国庫支出金		74,353,851	14,530,380	88,884,231
	1 国庫負担金	39,655,269	8,534,151	48,189,420
	2 国庫補助金	34,100,184	5,996,229	40,096,413
14 諸収入		49,225,497	12,707	49,238,204
	7 雑入	3,899,784	12,707	3,912,491
15 県債		66,309,000	15,076,000	81,385,000
	1 県債	66,309,000	15,076,000	81,385,000
補正されなかった款に係る額		218,286,102		218,286,102
歳 入 合 計		541,037,349	33,651,965	574,689,314

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	1,046,225	7,307	1,053,532
	1 議会費	1,046,225	7,307	1,053,532
2	総務費	50,275,332	283,142	50,558,474
	1 総務管理費	12,113,379	117,025	12,230,404
	2 企画費	26,601,372	163,581	26,764,953
	5 選挙費	438,783	339	439,122
	8 人事委員会費	93,000	1,001	94,001
	9 監査委員費	129,965	1,196	131,161
3	民生費	57,659,573	629,943	58,289,516
	1 社会福祉費	35,170,069	599,059	35,769,128
	2 児童福祉費	21,572,063	30,884	21,602,947
4	衛生費	26,600,453	795,951	27,396,404
	1 公衆衛生費	17,384,876	42,612	17,427,488
	2 環境衛生費	1,819,300	72,748	1,892,048
	3 保健所費	206,040	445	206,485
	4 医薬費	7,190,237	680,146	7,870,383

5 労働費		1,945,950	94,862	2,040,812
	1 労政費	1,452,871	91,429	1,544,300
	2 職業訓練費	416,436	2,969	419,405
	3 労働委員会費	76,643	464	77,107
6 農林水産費		32,541,518	5,910,735	38,452,253
	1 農業費	11,358,562	238,914	11,597,476
	2 畜産業費	537,728	64,589	602,317
	3 農地費	10,016,156	4,214,973	14,231,129
	4 林業費	9,074,332	1,260,982	10,335,314
	5 水産業費	1,554,740	131,277	1,686,017
7 商工費		63,221,523	1,875,760	65,097,283
	1 商業費	49,673,460	1,608,200	51,281,660
	2 工鉱業費	11,305,283	243,234	11,548,517
	4 観光費	2,216,142	24,326	2,240,468
8 土木費		58,049,727	22,588,632	80,638,359
	1 土木管理費	7,209,900	71,499	7,281,399
	2 道路橋りょう費	28,867,479	9,204,177	38,071,656
	3 河川海岸費	17,488,882	13,004,756	30,493,638
	4 港湾費	2,764,826	91,000	2,855,826

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	1,245,636	217,200	1,462,836
9 警察費		23,042,540	329,687	23,372,227
	1 警察管理費	20,958,935	329,687	21,288,622
10 教育費		96,660,403	1,135,946	97,796,349
	1 教育総務費	16,179,287	99,595	16,278,882
	2 小中学校費	39,910,222	526,425	40,436,647
	3 高等学校費	18,397,910	286,071	18,683,981
	4 特別支援学校費	8,161,318	164,614	8,325,932
	5 大学費	3,569,808	19,369	3,589,177
	6 社会教育費	8,806,542	35,889	8,842,431
	7 保健体育費	1,635,316	3,983	1,639,299
補正されなかった款に係る額		129,994,105		129,994,105
歳出合計		541,037,349	33,651,965	574,689,314

第2表 継続費補正（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業費 （一級河川打波川 大野市上打波地係 落差工）	1,023,239	令和5年度	300,000
				令和6年度	200,000
				令和7年度	523,239
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業費 （木の勢谷川 大野市上打波地係 砂防堰堤工）	419,824	令和5年度	150,000
				令和6年度	100,000
				令和7年度	169,824

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
農 林 水 産 費	農 地 費	県営かんがい排水事業費（公共）	400,000
		県営土地改良総合整備事業費（公共）	2,521,000
		県営一般農道整備事業費（公共）	90,000
		県営農村総合整備事業費（公共）	176,000
		県営ため池等整備事業費（公共）	768,525
		湛水防除事業費（公共）	225,000
	林 業 費	造林事業費（公共）	750,000
		団体営林道事業費（公共）	18,000
		治山事業費（公共）	249,000
	水 産 業 費	沿岸漁業振興対策費	30,475
		漁港修築事業費（公共）	90,000
	商 工 費	工 鉱 業 費	地場産業振興対策事業費
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	交通安全施設整備費（公共）	645,944
		道路災害防除費（公共）	332,100
		県単道路補修費	400,000
		道路改良費（公共）	3,722,600
		県単道路改良費	200,000

土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	直 轄 道 路 事 業 負 担 金	2,692,000
		橋 り よ う 補 修 費 (公 共)	1,080,005
		橋 り よ う 整 備 費 (公 共)	409,500
		雪 寒 道 路 整 備 費 (公 共)	300,048
	河 川 海 岸 費	基 幹 河 川 改 修 費 (公 共)	2,402,000
		堰 堤 改 良 費 (公 共)	469,000
		日 野 川 総 合 開 発 事 業 費 (公 共)	2,946,100
		総 合 流 域 防 災 事 業 費 (公 共)	1,229,000
		県 単 河 川 維 持 修 繕 費	28,900
		県 単 河 川 局 部 改 良 費	170,000
		県 単 河 川 開 発 費	80,000
		直 轄 河 川 事 業 負 担 金	3,946,400
		通 常 砂 防 事 業 費 (公 共)	1,830,500
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 (公 共)	507,500
		砂 防 災 害 防 止 事 業 費	80,000
		直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	27,720
		海 岸 保 全 事 業 費 (公 共)	271,500
		港 湾 費	港 湾 改 修 費 (公 共)
	都 市 計 画 費	重 要 幹 線 街 路 事 業 費 (公 共)	156,392
		都 市 公 園 整 備 事 業 費 (公 共)	47,398

款	項	事業名	金額
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費（公共）	1,761,709

第4表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
土 地 改 良 事 業 費	令和6年度～令和7年度	594,000
農 地 防 災 事 業 費	令和6年度～令和7年度	1,120,000
治 山 事 業 費	令和6年度	243,000

第4表の1 債務負担行為補正（変更）

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
河 川 改 良 事 業 費	令和6年度	509,000	令和6年度	609,000

第5表 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業費	1,362,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	2,224,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
農地防災事業費	875,000	〃	〃	〃	1,038,000	〃	〃	〃
治山事業費	2,186,000	〃	〃	〃	2,310,000	〃	〃	〃
漁港建設事業費	355,000	〃	〃	〃	400,000	〃	〃	〃
道路事業費	9,314,000	〃	〃	〃	11,982,000	〃	〃	〃
国直轄道路事業費	7,786,000	〃	〃	〃	10,478,000	〃	〃	〃
河川事業費	5,600,000	〃	〃	〃	8,791,000	〃	〃	〃
国直轄河川事業費	4,759,000	〃	〃	〃	8,704,000	〃	〃	〃
砂防事業費	1,022,000	〃	〃	〃	2,124,000	〃	〃	〃
国直轄砂防事業費	125,000	〃	〃	〃	152,000	〃	〃	〃
海岸保全事業費	90,000	〃	〃	〃	226,000	〃	〃	〃
港湾建設事業費	292,000	〃	〃	〃	352,000	〃	〃	〃
街路事業費	163,000	〃	〃	〃	199,000	〃	〃	〃
公園緑地事業費	244,000	〃	〃	〃	269,000	〃	〃	〃

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合計	34,173,000				49,249,000			

第86号議案

令和5年度 福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 繰入金		106,978	1,277	108,255	
	1 一般会計繰入金	106,978	1,277	108,255	
補正されなかった款に係る額		66,453		66,453	
歳 入 合 計		173,431	1,277	174,708	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		173,431	1,277	174,708
	1 駐車場整備費	173,431	1,277	174,708
歳 出 合 計		173,431	1,277	174,708

第87号議案

令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	港 湾 費	港湾施設整備事業費	千円 464,000

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第88号議案

令和5年度 福井県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和5年度福井県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	26,696,934千円	25,730千円	26,722,664千円
第2項 医業外収益	4,507,869千円	25,730千円	4,533,599千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	25,540,014千円	150,022千円	25,690,036千円
第1項 医業費用	24,904,396千円	150,022千円	25,054,418千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	10,807,246千円	150,022千円	10,957,268千円

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第89号議案

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「161,213千円」を「161,715千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	951,935千円	502千円	952,437千円
第1項 福井臨海工業用地等造成事業費	951,935千円	502千円	952,437千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	32,282千円	502千円	32,784千円

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第90号議案

令和5年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度福井県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	718,130千円	1,254千円	719,384千円
第1項 営業費用	676,543千円	1,254千円	677,797千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	65,547千円	1,254千円	66,801千円

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第91号議案

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,062,577千円	2,276千円	3,064,853千円
第1項 営業費用	2,899,858千円	2,276千円	2,902,134千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	180,787千円	2,276千円	183,063千円

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第92号議案

令和5年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,216,145千円	772千円	1,216,917千円
第1項 営業費用	1,193,957千円	772千円	1,194,729千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	45,007千円	772千円	45,779千円

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第九十三号議案

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条および第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で人事委員会規則の定める時間を上限とし、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、年齢五十年とする。

3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の

属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならない。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号）第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を福井県職員等の退職手当に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十五号）第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項および福井県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年福井県条例第 号）第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項および福井県職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(承認の取消しまたは休業時間の短縮)

第五条 任命権者（市町村立学校職員給与負担法第一条および第二条に規定する職員については、市町教育委員会。以下同じ。）は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

第九十四号議案

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、</p>	<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、</p>

管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(初任給、昇格および昇給の基準)

第四条 (略)

2・12 (略)

13 地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

14 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項または地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律第五條の規定により採用された職員の給料月額額は、第二項および第四項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第八條の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号および第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万九千五百円

二 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額五万九千円

三・四 (略)

2・3 (略)

(期末手当)

管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(初任給、昇格および昇給の基準)

第四条 (略)

2・12 (略)

13 地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の基準給料月額額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第八條の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号および第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千八百円

二 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額五万八千円

三・四 (略)

2・3 (略)

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百）、十二月に支給する場合には百分の百二十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第二十二条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百（特定幹部職員にあつては、百分の百二十）、十二月に支給する場合には百分の百五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(災害派遣手当)

第二十二條の三 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に係る

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第二十二條第二項および附則第二十項において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第二十二条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百（特定幹部職員にあつては、百分の百二十）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(災害派遣手当)

第二十二條の三 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に係る

復興計画の作成等、国民の保護のための措置または特定新型インフルエンザ等
対策の実施のため派遣された職員が住所または居所を離れた福井県の区域に滞
在することを要する場合に限り、支給する。

復興計画の作成等、国民の保護のための措置または新型インフルエンザ等緊急
事態措置の実施のため派遣された職員が住所または居所を離れた福井県の区域
に滞在することを要する場合に限り、支給する。

別表第一から別表第五の二までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	305,400	345,200	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	307,600	347,800	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	309,800	350,300	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	312,100	352,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	314,300	355,400	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	316,500	358,000	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	318,800	360,400	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	321,000	363,000	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	323,100	365,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	325,300	368,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	327,500	370,500	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	329,500	372,900	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	331,500	374,800	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	333,500	377,300	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	335,400	379,600	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	337,300	382,100	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	339,200	384,500	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	341,200	387,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	343,200	389,700	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	345,200	392,300	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	347,000	394,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	349,000	396,900	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	350,900	399,100	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	352,800	401,400	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	354,500	403,200	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	356,500	405,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	358,300	407,000	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	360,200	408,800	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	362,100	410,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	364,000	412,400	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	365,900	414,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	367,800	416,000	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	369,700	417,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	371,600	419,100	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	373,500	420,600	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	375,400	422,100	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	376,900	423,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	378,700	424,900	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	380,500	426,200	467,400	527,800

	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	382,100	427,400	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	383,800	428,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	385,200	429,900	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	386,600	431,200	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	388,000	432,400	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	389,400	433,600	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	390,600	434,400		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	391,800	435,200		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	392,800	436,000		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	393,900	436,600		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	395,100	437,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	396,200	438,000		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	397,300	438,700		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	398,000	439,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	398,700	440,300		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	399,400	440,700		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	400,100	441,400		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	400,700	441,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	401,300	442,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	401,800	442,700		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	402,200	443,100		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	402,600	443,500		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	402,900	443,900		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	403,200	444,300		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	403,500	444,600		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	403,800	444,900		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	404,100	445,300		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	404,400	445,600		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	404,700	445,900		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	405,000	446,200		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	405,300			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	405,600			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	405,900			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	406,200			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	406,500			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	406,800			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	407,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	407,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	407,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	407,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	408,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	408,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	408,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	408,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	409,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	409,300			

定年前
再任用
短時間
勤務
職員
以外の
職員

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	409,600				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	409,900				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	410,100				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	410,300				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	410,600				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	410,900				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	411,100				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	411,300				
94		295,900	343,600	382,500						
95		296,200	344,100	382,900						
96		296,600	344,500	383,300						
97		296,800	344,700	383,600						
98		297,100	345,100	384,100						
99		297,500	345,500	384,500						
100		297,900	345,800	384,900						
101		298,100	346,100	385,200						
102		298,400	346,500	385,700						
103		298,800	346,900	386,100						
104		299,100	347,300	386,500						
105		299,300	347,800	386,800						
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	
四一	備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

別表第2 (第3条関係)

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000				

	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300				
	98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700				
	99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100				
	100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500				
	101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800				
	102	311,500	335,700	361,800	389,200					
	103	312,500	336,700	362,900	389,800					
	104	313,500	337,800	364,000	390,300					
	105	314,300	338,900	365,200	390,600					
	106	314,900	340,000	365,700	391,000					
	107	315,500	341,000	366,300	391,500					
	108	316,100	342,000	366,900	391,800					
	109	316,600	343,200	367,500	392,100					
	110	317,100	344,200	368,000	392,600					
	111	317,500	345,200	368,500	393,100					
	112	318,000	346,100	369,000	393,600					
	113	318,800	347,000	369,400	393,900					
	114	319,500	347,900	369,800	394,400					
	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500	399,900					
	127		355,400	376,000	400,300					
	128		355,800	376,500	400,800					
	129		356,200	376,800	401,200					
	130			377,300						
	131			377,800						
	132			378,300						
	133			378,600						
	134			379,100						
	135			379,500						
	136			379,900						
	137			380,200						
	138			380,700						
	139			381,200						
	140			381,700						
	141			382,000						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

イ 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	409,300	478,800
	44	248,600	302,700	410,700	479,500
	45	249,700	304,700	412,100	480,100
	46	250,900	306,800	413,400	480,800
	47	252,100	309,000	414,900	481,500
	48	253,100	311,200	416,400	482,200

	49	254,200	313,300	418,000	482,800
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	
	53	259,100	322,000	424,200	
	54	260,300	323,500	425,700	
	55	261,600	325,000	427,300	
	56	262,600	326,500	428,900	
	57	263,700	328,200	430,400	
	58	264,400	330,200	431,900	
	59	265,400	332,200	433,100	
	60	266,400	334,100	434,300	
	61	267,300	335,900	435,500	
	62	268,100	337,900	436,800	
	63	268,900	339,900	438,100	
	64	269,700	341,800	439,300	
	65	270,800	343,500	440,500	
	66	272,100	345,500	441,700	
	67	273,400	347,500	442,900	
	68	274,700	349,500	444,100	
	69	275,900	351,300	445,300	
	70	277,100	353,200	446,500	
	71	278,300	355,100	447,700	
	72	279,500	357,000	448,900	
	73	280,500	358,600	450,000	
定年前	74	281,500	360,500	450,600	
再任用	75	282,500	362,300	451,100	
短時間	76	283,400	364,200	451,600	
勤務	77	284,300	366,000	452,100	
職員	78	285,200	367,700	452,700	
以外の	79	286,100	369,300	453,200	
職員	80	287,000	370,900	453,700	
	81	287,800	372,300	454,200	
	82	288,900	373,800	454,800	
	83	289,900	375,200	455,300	
	84	290,900	376,500	455,800	
	85	291,900	377,600	456,300	
	86	292,900	379,000	456,900	
	87	293,900	380,400	457,400	
	88	294,900	381,700	457,900	
	89	296,000	382,900	458,400	
	90	297,100	384,200		
	91	298,200	385,300		
	92	299,200	386,500		
	93	299,700	387,700		
	94	300,700	388,800		
	95	301,800	390,000		
	96	303,000	391,200		
	97	304,000	392,600		
	98	305,100	393,600		
	99	306,100	394,600		
	100	307,100	395,600		
	101	307,900	396,500		
	102	309,000	397,500		
	103	310,000	398,600		
	104	311,000	399,700		
	105	311,600	400,400		

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

106	312,500	401,300		
107	313,300	402,200		
108	314,100	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		
117	318,400	409,700		
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		
138	325,700	415,600		
139	326,000	415,900		
140	326,300	416,100		
141	326,500	416,300		
142	326,700	416,600		
143	327,000	416,900		
144	327,200	417,100		
145	327,500	417,300		
146	327,700	417,600		
147	328,000	417,900		
148	328,300	418,100		
149	328,500	418,300		
150	328,700	418,600		
151	329,000	418,900		
152	329,300	419,100		
153	329,500	419,300		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 235,000	円 275,300	円 332,200	円 416,600
備考				
1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。				
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。				

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500

38	239,900	266,500	372,500	451,000
39	241,300	268,900	373,800	451,500
40	242,700	271,000	375,200	452,000
41	244,000	273,300	376,300	452,500
42	245,300	275,600	377,700	453,000
43	246,500	277,800	379,100	453,500
44	247,800	279,900	380,600	454,000
45	249,100	282,000	382,000	454,500
46	250,400	284,200	383,600	455,000
47	251,600	286,300	385,100	455,500
48	252,700	288,200	386,600	456,000
49	253,800	290,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	389,400	
51	256,400	293,800	390,800	
52	257,400	295,500	392,100	
53	258,500	296,800	393,300	
54	259,900	298,800	394,600	
55	260,900	300,700	395,700	
56	261,900	302,700	396,800	
57	262,900	304,700	398,000	
58	263,900	306,800	399,200	
59	264,900	309,000	400,400	
60	265,900	311,200	401,600	
61	266,800	313,300	402,700	
62	267,500	315,600	403,700	
63	268,200	317,800	405,000	
64	268,800	319,900	406,200	
65	269,500	322,000	407,400	
66	270,700	323,500	408,500	
67	271,800	325,000	409,600	
68	272,900	326,500	410,700	
69	274,200	328,200	411,700	
70	275,600	330,200	412,900	
71	276,800	332,200	414,100	
72	278,000	334,100	415,300	
73	278,800	335,900	415,900	
74	279,700	337,900	416,700	
75	280,700	339,800	417,400	
76	281,700	341,700	417,900	
77	282,600	343,400	418,200	
78	283,600	345,200	418,600	
79	284,700	346,900	419,000	
80	285,500	348,600	419,400	
81	286,300	350,400	419,700	
82	287,100	352,100	420,100	

定年前	83	287,900	353,500	420,500
再任用	84	288,700	355,100	420,800
短時間				
勤務	85	289,600	356,300	421,100
職員	86	290,400	357,900	421,500
以外の	87	291,100	359,400	421,900
職員	88	291,900	360,900	422,200
	89	292,800	362,200	422,500
	90	293,700	363,500	422,800
	91	294,600	364,800	423,100
	92	295,300	366,200	423,300
	93	295,600	367,600	423,500
	94	296,300	368,900	423,800
	95	297,000	370,100	424,100
	96	297,700	371,200	424,300
	97	298,400	372,200	424,500
	98	299,200	373,200	424,800
	99	300,000	374,200	425,100
	100	300,700	375,100	425,300
	101	301,400	375,900	425,500
	102	301,800	376,900	425,800
	103	302,200	377,800	426,100
	104	302,600	378,700	426,300
	105	302,800	379,500	426,500
	106	303,100	380,400	
	107	303,400	381,300	
	108	303,600	382,200	
	109	303,800	383,000	
	110	304,000	384,000	
	111	304,300	384,900	
	112	304,600	385,800	
	113	304,800	386,400	
	114	305,000	387,300	
	115	305,200	388,200	
	116	305,500	389,100	
	117	305,800	389,900	
	118	306,000	390,600	
	119	306,300	391,400	
	120	306,600	392,200	
	121	306,800	392,800	
	122	307,000	393,600	
	123	307,200	394,300	
	124	307,500	395,000	
	125	307,800	395,600	
	126		396,300	
	127		396,800	

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

128			397,400		
129			398,100		
130			398,700		
131			399,200		
132			399,700		
133			400,000		
134			400,300		
135			400,600		
136			400,900		
137			401,200		
138			401,500		
139			401,800		
140			402,100		
141			402,400		
142			402,700		
143			403,000		
144			403,300		
145			403,500		
146			403,800		
147			404,100		
148			404,300		
149			404,500		
150			404,800		
151			405,100		
152			405,300		
153			405,500		
154			405,800		
155			406,100		
156			406,300		
157			406,500		
158			406,800		
159			407,100		
160			407,300		
161			407,500		
162			407,800		
163			408,100		
164			408,300		
165			408,500		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 325,500	円 406,600
五一	備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。				

別表第4 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	406,100
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	408,700
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	411,500
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	414,100
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	417,000
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	419,500
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	422,300
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	424,900
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	427,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	430,000
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	432,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	435,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	437,600
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	440,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	442,800
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	445,300
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	447,600
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	450,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	452,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	455,000
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	456,900
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	459,000
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	461,100
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	463,100
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	465,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	466,900
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	468,900
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	470,900
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	472,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	474,600
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	476,600
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	478,600
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	480,300
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	481,900
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	483,500
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	485,200
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	486,700
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	487,800

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

	39	226,000	291,100	359,100	402,700	489,100
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	490,300
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,200
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	492,100
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	493,100
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	494,100
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	494,900
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	495,700
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	496,500
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	497,300
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	497,900
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	61	257,100	308,900	380,600	432,200	
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	
	74	268,600	320,600	389,700	441,200	
	75	269,600	321,700	390,300	441,700	
	76	270,600	322,700	391,000	442,200	
	77	271,600	323,800	391,700	442,700	
	78	272,600	324,800	392,300	443,300	
	79	273,600	325,700	392,900	443,800	
	80	274,500	326,600	393,500	444,300	
	81	275,500	327,500	394,100	444,800	
	82	276,600	328,300	394,700	445,400	
	83	277,700	329,000	395,300	445,900	

	84	278,600	329,600	395,900	446,400	
	85	279,500	330,100	396,400	446,900	
	86	280,400	330,600	396,900	447,500	
	87	281,300	331,100	397,400	448,000	
	88	282,000	331,500	398,100	448,500	
	89	282,800	331,800	398,500	449,000	
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 381,500
備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						

別表第5 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

定年前	49	385,600	452,800	505,600	559,100
再任用	50	386,400	454,500	506,900	560,000
短時間	51	387,200	456,200	508,200	560,900
勤務	52	387,700	457,900	509,500	561,800
職員	53	388,500	459,800	510,500	562,600
以外の	54	389,300	461,000	511,800	563,500
職員	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	574,100
	67		471,900	523,700	575,000
	68		472,500	524,600	575,900
	69		472,800	525,500	576,800
	70		473,400	526,300	577,700
	71		474,100	527,200	578,600
	72		474,800	528,100	579,500
	73		475,200	528,900	580,400
	74		475,800	529,800	581,300
	75		476,500	530,700	582,200
	76		477,200	531,400	583,100
	77		477,600	532,200	584,000
	78		478,200	533,100	584,900
	79		478,800	534,000	585,800
	80		479,300	534,900	586,700
	81		479,900	535,700	587,600
	82		480,400	536,600	588,500
	83		480,900	537,500	589,400
	84		481,400	538,400	590,300
	85		481,800	539,200	591,200
	86		482,400	540,100	592,100
	87		482,800	541,000	593,000
	88		483,300	541,900	593,900
	89		483,800	542,700	594,800
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		円	円	円	円
短時間		297,300	339,700	394,300	467,400
勤務					
職員					

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100

	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	409,700		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	410,000		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	410,300		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	410,500		

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200	
五九	備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。							

ハ 医療職 給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200

39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		

定年前	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
再任用	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
短時間	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
勤務員	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
以外の	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
職員	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
	94	283,800	316,500	349,400	367,500		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200		
	97	286,200	318,300	351,100	368,800		
	98	286,800	318,600	351,500	369,300		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300		
	101	289,100	320,200	352,900	370,900		
	102	289,900	320,800	353,300	371,400		
	103	290,700	321,400	353,800	371,900		
	104	291,500	321,900	354,200	372,300		
	105	292,100	322,300	354,500	372,900		
	106	292,600	322,800	355,000	373,400		
	107	293,100	323,300	355,400	373,900		
	108	293,500	323,800	355,700	374,400		
	109	293,700	324,200	356,200	375,000		
	110	294,000	324,600	356,700	375,400		
	111	294,200	324,900	357,200	375,900		
	112	294,500	325,200	357,700	376,400		
	113	294,800	325,500	358,200	377,000		
	114	295,000	325,900	358,700			
	115	295,300	326,300	359,200			
	116	295,500	326,600	359,600			
	117	295,800	326,800	360,000			
	118	296,100	327,100	360,400			
	119	296,400	327,500	360,900			
	120	296,700	327,700	361,400			
	121	297,000	327,900	361,800			
	122	297,400	328,200	362,300			
	123	297,700	328,500	362,800			
	124	298,100	328,800	363,300			
	125	298,300	329,000	363,600			
	126	298,500	329,300				
	127	298,800	329,700				
	128	299,200	329,900				
	129	299,400	330,100				
	130	299,700	330,300				

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800
備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。							

別表第5の2 (第3条関係)

福 社 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400

	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
定年前	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
再任用	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
短時間	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
勤務員	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
以外の	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
職員	78	254,800	317,400	342,400	387,100		
	79	255,700	318,000	342,900	387,600		
	80	256,300	318,600	343,300	388,200		
	81	257,000	318,900	343,500	388,700		
	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		
	85	259,300	320,400	345,000	390,100		
	86	260,100	320,700	345,300	390,300		
	87	260,800	321,000	345,800	390,600		
	88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	89	262,000	321,700	346,500	391,100		
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,600	347,500	391,900		
	93	264,700	323,100	347,800	392,100		
	94	265,200	323,500		392,400		
	95	265,700	323,700		392,700		
	96	266,400	324,100		392,900		
	97	267,100	324,500		393,100		
	98	267,800	324,900		393,400		
	99	268,500	325,300		393,700		
	100	269,200	325,600		393,900		
	101	269,600	325,800		394,100		
	102	270,100	326,100				
	103	270,500	326,400				
	104	270,900	326,700				

105	271,100	327,100				
106	271,300	327,300				
107	271,600	327,600				
108	271,900	328,000				
109	272,200	328,400				
110	272,500	328,700				
111	272,800	329,100				
112	273,000	329,400				
113	273,300	329,700				
114	273,600	330,100				
115	273,900	330,400				
116	274,300	330,600				
117	274,600	330,800				
118	274,900	331,100				
119	275,300	331,500				
120	275,700	331,900				
121	275,900	332,100				
122	276,100					
123	276,500					
124	276,800					
125	277,000					
126	277,300					
127	277,700					
128	278,100					
129	278,300					
130	278,700					
131	279,100					
132	279,400					
133	279,600					
134	279,900					
135	280,300					
136	280,600					
137	280,800					
138	281,100					
139	281,400					
140	281,700					
141	281,900					
142	282,100					
143	282,300					
144	282,600					
145	283,000					
146	283,200					
147	283,500					
148	283,800					
149	284,100					
150	284,300					
151	284,600					
152	284,800					
153	285,100					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000
備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。）、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員および定年前再任用短時間勤務職員〔支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。〕にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） イ〜ワ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるものうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当</p>	<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当（第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。）、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） イ〜ワ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるものうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当</p>

するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 (略)

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であつて人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 59 (略)

(単身赴任手当)

第十一条の二 (略)

(在宅勤務等手当)

第十一条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期

するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 (略)

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であつて人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 59 (略)

(単身赴任手当)

第十一条の二 (略)

間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千元とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(寒冷地手当)
第十二条 (略)

(特定職員についての適用除外)
第二十条 (略)

2・3 (略)

4 第八条、第九条、第十条、第十条の五、第十一条の二から第十二条の三まで、第十九条の二および第二十二條の三から第二十二條の五までの規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

(期末手当)
第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百二・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

4〜7 (略)

(勤勉手当)
第二十二條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤

(寒冷地手当)
第十二条 (略)

(特定職員についての適用除外)
第二十条 (略)

2・3 (略)

4 第八条、第九条、第十条、第十条の五、第十一条の二から第十二条の三まで、第十九条の二、第二十二條および第二十二條の三から第二十二條の五までの規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

(期末手当)
第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百)、十二月に支給する場合には百分の百二十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

4〜7 (略)

(勤勉手当)
第二十二條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤

勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

6 任用期間が六月未満である第二号会計年度任用職員には、勤勉手当は支給しない。ただし、任用期間が六月に満たない場合であっても、第二号会計年度任用職員が同一会計年度内において任用され、その任用期間が通算して六月以上となつた場合には、当該会計年度内において、任用期間が六月以上である第二号会計年度任用職員とみなす。

第二十六条の六 第一号会計年度任用職員の給与は、報酬、期末手当および勤勉手当とする。

2 5 6 (略)

7 任用期間が六月以上である第一号会計年度任用職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）には、この条例の規定により期末手当および勤勉手当の支給を受ける職員の例により期末手当および勤勉手当を支給する。この場合において、期末手当および勤勉手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより算定した額とする。

8 (略)

9 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については第二十一条の二および第二十一条の三の規定を、勤勉手当の支給については第二十二条第五項の規定を準用する。

10 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第二十七条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

2 5 4 (略)

勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百（特定幹部職員にあつては、百分の百二十）、十二月に支給する場合には百分の百五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

第二十六条の六 第一号会計年度任用職員の給与は、報酬および期末手当とする。

2 5 6 (略)

7 任用期間が六月以上である第一号会計年度任用職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）には、この条例の規定により期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより算定した額とする。

8 (略)

9 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、第二十一条の二および第二十一条の三の規定を準用する。

10 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第二十七条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

2 5 4 (略)

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(平成十四年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第六条 (略) 2 (略) 3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第六条 (略) 2 (略) 3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>

第四条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与条例の適用除外等) 第六条 (略)		(給与条例の適用除外等) 第六条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。		3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。	

(福井県一般職の任期付職員採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第五条 福井県一般職の任期付職員採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

給 号	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第八条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)	
以下「任期付職員条例」という。(第二条第一項の規定)	

定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」
 と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任
 期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。
 以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」と
 あるのは「百分の百六十五」と「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十
 五」とする。

定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」
 と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任
 期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。
 以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」と
 あるのは「百分の百六十五」とする。

第六条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第 二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料 表（一）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（一）の適用を受ける職員お よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成十 五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規 定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」 と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任 期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。 以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二」・ 五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第 二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料 表（一）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（一）の適用を受ける職員お よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成十 五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規 定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」 と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任 期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。 以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一」と あるのは「百分の百六十五」と「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十 五」とする。</p>

（福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正）

第七条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和二十九年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第二条の二（略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあつて は、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月</p>	<p>（期末手当） 第二条の二（略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあつて は、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月</p>

<p>額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 (知事等の給与および旅費)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 (知事等の給与および旅費)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
---	---

第八条 福井県特別職の職員等の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>(期末手当)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 (知事等の給与および旅費)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 (知事等の給与および旅費)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	---

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第九条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和四十六年福井県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第三条 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第三条 (略)
2	前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。	前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。
3	(略)	(略)

第十条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第三条 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第三条 (略)
2	前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。	前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。
3	(略)	(略)

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) または高齢者部分休業(当該職員が、高齢者として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(福井県職員等の定年等に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 (略)

(非常勤職員の給与)
第二十一条 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)については、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第一条の福井県一般職の職員の例により、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(特定職員についての適用除外)
第二十一条の二 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。)には適用しない。

る一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) または介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 (略)

(非常勤職員の給与)
第二十一条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(特定職員についての適用除外)
第二十一条の二 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員には適用しない。

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十二条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年福井県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条第一項中「第二条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条、第六条、第八条、第十条および第十一条（福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第二条第一項、第二十一条および第二十一条の二の改正規定を除く。）の改正規定 令和六年四月一日

二 第二条中福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十一条第四項および第五項の改正規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日

2 第一条（福井県一般職の職員等の給与に関する条例第二条および第二十二條の三の改正規定を除く。）の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定および第五条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から、第七条の規定による改正後の福井県特別職の職員給与および旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定および第九条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

3 前項に規定する改正後の給与条例の規定（別表第一から別表第五の二までの規定に限る。）の適用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項各号に掲げる職員にあつては、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める者に限るものとする。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第三条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第五条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第七条の規定による改正前の福井県特別職の職員給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第九条の規

定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提 案 理 由

令和五年十月二日付けの人事委員会勧告を受けて、職員の給与改定等を行いたいので、この案を提出する。

第九十五号議案

福井県国民健康保険条例の一部改正について

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例

福井県国民健康保険条例（平成二十九年福井県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付金の種類) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（令第四條の七第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。）の三分の一に相当する額および法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町</p>	<p>(交付金の種類) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（令第四條の六第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。）の三分の一に相当する額および法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町</p>

の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

提 案 理 由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第九十六号議案

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成十六年福井県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表福井駅西口地下駐車場の部福井駅西口地下駐車場駐車券により駐車させる場合の款中「特急利用者」を「新幹線等利用者」に改め、同表備考第四号を次のように改める。

四 「新幹線等利用者」とは、福井駅西口地下駐車場に自動車を駐車させる者のうち、駐車時間内において福井駅から新幹線鉄道の列車に乗り、福井県外に所在する鉄道駅（以下「県外駅」という。）で下車する者もしくは福井駅から新幹線鉄道もしくは並行在来線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道の路線の開業に伴い、西日本旅客鉄道株式会社から経営が分離される鉄道事業に係る路線をいう。以下同じ。）の列車に乗り、敦賀駅を経由して特別急行列車に乗り、県外駅で下車する者または県外駅から新幹線鉄道の列車に乗り、福井駅で下車する者もしくは県外駅から特別急行列車に乗り、敦賀駅を経由して新幹線鉄道もしくは並行在来線の列車に乗り、福井駅で下車する者をいう。

別表備考第十一号中「特急利用者」を「新幹線等利用者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に福井駅西口地下駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に自動車を出場させる者から徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

北陸新幹線福井・敦賀開業および敦賀駅以東の特別急行列車の廃止に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第九十七号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立音楽堂

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市今市町四十号一番地一

公益財団法人福井県文化振興事業団

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

福井県立音楽堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第九十八号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県社会福祉センター

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市光陽二丁目三番二十二号

社会福祉法人福井県社会福祉協議会

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

福井県社会福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第九十九号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町小黒七十号六番地一

株式会社グリーンシエルトー

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第百号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

ふくい健康の森（県民健康センター）

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市真栗町四十七号四十八番地

公益財団法人福井県健康管理協会

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

ふくい健康の森（県民健康センター）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第百一号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県児童科学館

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市島寺町第六十七号三十番地

ふくい福祉事業団・丹青社 福井県児童科学館運営共同事業体

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

福井県児童科学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第百二号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県産業振興施設

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市下六条町百三番地

一般財団法人福井県産業会館

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

福井県産業振興施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第百二号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

越前陶芸公園

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町小黒七十号六番地一

EPPコンソーシアム

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

越前陶芸公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項および福井県都市公園条例第十七条の規定により、この案を提出する。

第百四号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉本達治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県国際交流会館

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市宝永三丁目一番一号

公益財団法人福井県国際交流協会

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

福井県国際交流会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第百五号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

テクノポート福井総合公園

二 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町小黒七十号六番地一

株式会社グリーンシエルトー

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

テクノポート福井総合公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第百六号議案

中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事請負契約の変更について

中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 工事名称 中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事

二 工事場所 福井市木田三丁目地係

三 契約者 (株) 見谷組、サカイ建設不動産(株)、中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事特定建設工事共同企業体

代表者 福井市丸山一丁目千百十八番地

株式会社見谷組

代表取締役 見 谷 頼 貞

福井市花堂北二丁目二十三番二十二号

サカイ建設不動産株式会社

代表取締役 齊 藤 英 毅

四 変更の内容 契約金額 変更前 一金 五八七、二二四、〇〇〇円

変更後 一金 六一二、六九五、六〇〇円

五 変更を必要とする理由

資材および労務単価の変動等に伴い、新単価を適用して契約金額を変更する必要があるが生じた。

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。

第百七号議案

令和六年度当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）により令和六年度において当せん金付証券を次のとおり発売することができる。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

本県発売額 七、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

提 案 理 由

当せん金付証券法第四条の規定に基づき令和六年度に共同発売する宝くじの発売額について議会の議決を必要とするので、この案を提出する。

報告第二十六号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十一号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十月十二日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

小浜市 個人

二 損害賠償の額 一 一 二、〇〇〇円

三 事故の態様

令和五年五月十八日午後四時四分頃、嶺南振興局農村整備部の県有自動車が、小浜市相生第十八号二十六番地において、相手方が所有する屋外水道施設に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第二十七号

専決処分の報告について

県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十四号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十月二十日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

敦賀市 個人

二 損害賠償の額 二二一、九四八円

三 事故の態様

令和五年九月二十一日午前八時五十分頃、敦賀市松葉町の敦賀高等学校グラウンド付近において、草刈り作業を行った際に石が飛散し、相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第二十八号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十二号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十月十二日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

二 損害賠償の額 三二、八七八円

三 事故の態様

令和五年五月三十一日午後二時十分頃、人身安全・少年課の県有自動車が、福井市順化二丁目二十二番十九号先県道交差点において、相手方に傷害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第二十九号

専決処分の報告について

交通取締りを行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十三号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり交通取締りを行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十月十二日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

二 損害賠償の額 二三一、四〇三円

三 事故の態様

令和五年六月十六日午前九時五十八分頃、坂井市三国町中央一丁目六番二号先市道交差点において、坂井西警察署員が交通取締りを行った際に、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

予 算 案 說 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	132,160,640		132,160,640
2 地方消費税清算金	39,882,467		39,882,467
3 地方譲与税	15,570,941		15,570,941
4 地方特例交付金	496,000		496,000
5 地方交付税	130,844,722	3,206,508	134,051,230
6 交通安全対策特別交付金	200,000		200,000
7 分担金および負担金	2,018,177	826,370	2,844,547
8 使用料および手数料	5,701,499		5,701,499
9 国庫支出金	74,353,851	14,530,380	88,884,231
10 財産収入	1,278,410		1,278,410
11 寄附金	522,796		522,796
12 繰入金	13,775,670		13,775,670
13 繰越金	8,697,679		8,697,679
14 諸収入	49,225,497	12,707	49,238,204
15 県債	66,309,000	15,076,000	81,385,000
歳入合計	541,037,349	33,651,965	574,689,314

(歳 出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	1,046,225	7,307	1,053,532			15	7,292
2 総 務 費	50,275,332	283,142	50,558,474	122,912		388	159,842
3 民 生 費	57,659,573	629,943	58,289,516	531,107		225	98,611
4 衛 生 費	26,600,453	795,951	27,396,404	749,429		1,038	45,484
5 労 働 費	1,945,950	94,862	2,040,812			56	94,806
6 農 林 水 産 費	32,541,518	5,910,735	38,452,253	3,378,949	1,194,000	613,603	724,183
7 商 工 費	63,221,523	1,875,760	65,097,283	1,357,615		151	517,994
8 土 木 費	58,049,727	22,588,632	80,638,359	8,349,651	13,882,000	213,511	143,470
9 警 察 費	23,042,540	329,687	23,372,227			2,063	327,624
10 教 育 費	96,660,403	1,135,946	97,796,349	40,717		8,027	1,087,202
11 災 害 復 旧 費	13,935,064		13,935,064				
12 公 債 費	63,046,336		63,046,336				
13 諸 支 出 金	52,212,705		52,212,705				
14 予 備 費	800,000		800,000				
歳 出 合 計	541,037,349	33,651,965	574,689,314	14,530,380	15,076,000	839,077	3,206,508

2 歳 入

(款) 5 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
5	地方交付税	130,844,722	3,206,508	134,051,230	
(項)					
1	地方交付税	130,844,722	3,206,508	134,051,230	

(款) 5 地方交付税 (項) 1 地方交付税						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	130,844,722	3,206,508	134,051,230	地方交付税	3,206,508	

(款) 7 分担金および負担金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
7	分担金および負担金	2,018,177	826,370	2,844,547	
(項)					
1	負担金	2,018,177	826,370	2,844,547	

入(款) 7 分担金および負担金

(款) 7 分担金および負担金 (項) 1 負担金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産費負担金	985,844	613,161	1,599,005	農地費	613,161	
4 土木費負担金	938,053	213,209	1,151,262	道路橋りょう費	23,716	
				河川海岸費	152,042	
				都市計画費	37,451	

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
9	国庫支出金	74,353,851	14,530,380	88,884,231	
(項)					
1	国庫負担金	39,655,269	8,534,151	48,189,420	
2	国庫補助金	34,100,184	5,996,229	40,096,413	

(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産費国庫負担金	3,544,152	184,500	3,728,652	林業費	139,500	
				水産業費	45,000	
6 土木費国庫負担金	10,947,959	8,349,651	19,297,610	道路橋りょう費	3,815,135	
				河川海岸費	4,387,261	
				港湾費	30,333	
				都市計画費	116,922	
(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	10,001,332	122,912	10,124,244	企画費	122,912	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 122,912
2 民生費国庫補助金	1,959,930	531,107	2,491,037	社会福祉費	512,250	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 218,960 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 183,919 医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材料費高騰対策） 109,371
				児童福祉費	18,857	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 16,160

						医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 1,360 医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材料費高騰対策） 1,337
3 衛生費国庫補助金	3,675,221	749,429	4,424,650	環境衛生費 医薬費	70,780 678,649	生活基盤施設耐震化等補助事業 70,000 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 780 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 361,465 医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 258,400 医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材料費高騰対策） 58,784
5 農林水産費国庫補助金	9,576,926	3,194,449	12,771,375	畜産業費 農地費 林業費 水産業費	60,901 2,429,380 682,400 21,768	配合飼料価格高騰に対する緊急支援事業 60,901 農業水利施設電気料金高騰対策事業 14,422 緊急森林整備事業 218,400 林木育種・種子採取事業 14,000
6 商工費国庫補助金	3,488,570	1,357,615	4,846,185	商業費 工鉱業費 観光費	1,274,409 58,880 24,326	電気・ガス価格高騰緊急対策事業 1,274,409 企業における省エネ設備等導入支援事業 58,880 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 24,326
9 教育費国庫補助金	3,332,779	40,717	3,373,496	教育総務費	21,428	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 21,428

入(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				大学費	19,289	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 19,289

(款) 14 諸 収 入					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
	14 諸 収 入	49,225,497	12,707	49,238,204	
(項)					
	7 雑 入	3,899,784	12,707	3,912,491	

(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	3,888,216	12,707	3,900,923	庁舎維持管理負担金	39	
				保険料被保険者負担金	11,759	
				雑入	909	

(款) 15 県 債					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
15 県	債	66,309,000	15,076,000	81,385,000	
(項)					
1 県	債	66,309,000	15,076,000	81,385,000	

(款) 15 県 債 (項) 1 県 債						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産債	5,122,000	1,194,000	6,316,000	農地費	1,025,000	
				林業費	124,000	
				水産業費	45,000	
7 土木債	31,336,000	13,882,000	45,218,000	道路橋りょう費	5,360,000	
				河川海岸費	8,401,000	
				港湾費	60,000	
				都市計画費	61,000	

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 1 議会費	1,046,225	7,307	1,053,532			15	7,292	
(項) 1 議会費	1,046,225	7,307	1,053,532			15	7,292	

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費															
(単位 千円)															
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明				
				区分	金額			特定財源				一般財源			
								国支出金	地方債	その他					
1 議会費	742,786	4,216	747,002	(1)報 酬	4,216	議員報酬	4,216				4,216				
						計	4,216				4,216				
2 事務局費	303,439	3,091	306,530	(1)報 酬	343	職員給与費	3,091			(諸)	15	3,076			
				(2)給 料	880										
				(3)職員手当等	1,550										
				(4)共 済 費	318										
						計	3,091			15	3,076				

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	50,275,332	283,142	50,558,474	122,912		388	159,842	
(項) 1 総務管理費	12,113,379	117,025	12,230,404			385	116,640	
2 企画費	26,601,372	163,581	26,764,953	122,912			40,669	
5 選挙費	438,783	339	439,122				339	
8 人事委員会費	93,000	1,001	94,001				1,001	
9 監査委員費	129,965	1,196	131,161			3	1,193	

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 企画総務費	2,184,464	125,012	2,309,476	(11) 役務費	18	地域交通対策推進 事業費	125,012	122,912			2,100	1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業（電気料・燃料価 格高騰対策） 122,912 2 省エネタクシー車両導入緊急 支援事業 2,100
				(12) 委託料	485							
			(18) 負担金補助 および交付 金	124,509								
2 計画調査費	24,034,030	36,637	24,070,667	(10) 需用費	87	企画調整事業費	87				87	
				(12) 委託料	36,550	地域開発計画促進 事業費	32,900				32,900	
						国際交流事業費	3,650				3,650	
						計	36,637				36,637	
4 男女共同参画推 進費	292,043	1,932	293,975	(10) 需用費	1,932	生活学習館運営費	1,932				1,932	
						計	1,932				1,932	

(款) 2 総務費 (項) 5 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 選挙管理委員会 費	27,558	339	27,897	(2) 給料	159	職員給与費	339				339	
				(3) 職員手当等	152							

出(款) 2 総務費 (項) 5 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(4)共済費	28							
						計	339					339

(款) 2 総務費 (項) 8 人事委員会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 人事委員会費	93,000	1,001	94,001	(2)給料	403	職員給与費	1,001					1,001
				(3)職員手当等	503							
				(4)共済費	95							
						計	1,001					1,001

(款) 2 総務費 (項) 9 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 監査委員費	129,965	1,196	131,161	(1)報酬	123	職員給与費	1,196			(諸)	3	1,193
				(2)給料	228							
				(3)職員手当等	705							
				(4)共済費	140							

						計	1,196			3	1,193	

(款) 3 民生費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	57,659,573	629,943	58,289,516	531,107		225	98,611	
(項) 1 社会福祉費	35,170,069	599,059	35,769,128	512,250		225	86,584	
2 児童福祉費	21,572,063	30,884	21,602,947	18,857			12,027	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	6,371,896	87,628	6,459,524	(1)報酬	6,160	職員給与費	52,136			(諸) 225	51,911	1 医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 1,360 2 医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材料費高騰対策） 663 3 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 624
				(2)給料	18,381	民間法人指導育成費	2,647	2,647				
				(3)職員手当等	23,052							
				(4)共済費	4,543							
				(12)委託料	34,205							
				(18)負担金補助および交付金	1,287							
		社会福祉推進費	31,247				31,247					
		社会福祉センター運営費	1,598				1,598					
		計	87,628			2,647		225	84,756			
2 障がい者福祉費	1,887,348	142,492	2,029,840	(10)需用費	1,828	身体障がい者福祉事業費	140,664	140,664				1 医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 81,600 2 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 38,769 3 医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材料費高騰対策） 20,295
				(12)委託料	81,600							
				(18)負担金補助および交付金	59,064							
		身体障がい者更生相談所費	1,828						1,828			

出(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						計	142,492	140,664			1,828	
5 老人福祉費	14,817,810	368,939	15,186,749	(12)委託料 (18)負担金補助 および交付 金	136,000 232,939	介護保険事業費	368,939	368,939				1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業（電気料・燃料価 格高騰対策） 144,526 2 医療機関・福祉施設における 省エネ設備等導入支援事業 136,000 3 医療機関・福祉施設への緊急 支援事業（食材料費高騰対策） 88,413
						計	368,939	368,939				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総務費	8,247,891	5,680	8,253,571	(12)委託料	5,680	児童厚生施設費	5,680				5,680	
						計	5,680				5,680	
2 児童措置費	10,620,301	18,857	10,639,158	(12)委託料 (18)負担金補助 および交付 金	1,360 17,497	児童福祉施設措置 費	18,857	18,857				1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業（電気料・燃料価 格高騰対策） 16,160 2 医療機関・福祉施設における 省エネ設備等導入支援事業 1,360

												3 医療機関・福祉施設への緊急 支援事業（食材料費高騰対策） 1,337
						計	18,857	18,857				
4 児童福祉施設費	2,210,151	6,347	2,216,498	10需用費	6,347	こども療育センター 一運営費	3,835				3,835	
						児童相談所費	137				137	
						和敬学園費	2,375				2,375	
						計	6,347				6,347	

(款) 4 衛生費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 4 衛生費	26,600,453	795,951	27,396,404	749,429		1,038	45,484	
(項) 1 公衆衛生費	17,384,876	42,612	17,427,488			186	42,426	
2 環境衛生費	1,819,300	72,748	1,892,048	70,780		852	1,116	
3 保健所費	206,040	445	206,485				445	
4 医薬費	7,190,237	680,146	7,870,383	678,649			1,497	

(款) 4 衛生費 (項) 1 公衆衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 公衆衛生総務費	14,911,053	42,251	14,953,304	(1)報酬	2,928	職員給与費	35,766			(諸) 147	35,619	
				(2)給料	14,028	県民健康センター 運営費	6,485				6,485	
				(3)職員手当等	15,756							
				(4)共済費	3,054							
				(12)委託料	6,485							
計			42,251					147	42,104			
5 衛生環境研究センター費	155,944	361	156,305	(10)需用費	361	運営費	361			(諸) 39	322	
				計			361				39	
(款) 4 衛生費 (項) 2 環境衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 環境衛生指導費	719,269	72,748	792,017	(7)報償費	780	生活衛生監視費	780	780				1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価格 高騰対策) 780
				(10)需用費	1,968	産業廃棄物処理対策費	1,968			(諸) 852	1,116	
				(18)負担金補助 および交付金	70,000		水道施設整備費	70,000	70,000			

出(款) 4 衛生費 (項) 1 公衆衛生費 (項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						計	72,748	70,780		852	1,116	

(款) 4 衛生費 (項) 3 保健所費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 保健所費	206,040	445	206,485	10 需用費	445	保健所運営費	445				445	
						計	445				445	

(款) 4 衛生費 (項) 4 医薬費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 医薬総務費	4,632,174	678,649	5,310,823	12 委託料 18 負担金補助 および交付金	678,059 590	医薬総務管理費	678,649	678,649				1 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策） 361,465 2 医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 258,400 3 医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材料費高騰対策） 58,784
						計	678,649	678,649				

3 保健師等指導管理費	135,357	1,497	136,854	10需用費	1,497	看護専門学校運営費	1,497				1,497	
						計	1,497				1,497	

(款) 5 労働費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 5 労働費	1,945,950	94,862	2,040,812			56	94,806	
(項) 1 労政費	1,452,871	91,429	1,544,300			56	91,373	
2 職業訓練費	416,436	2,969	419,405				2,969	
3 労働委員会費	76,643	464	77,107				464	

(款) 5 労働費 (項) 1 労政費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 労政総務費	944,994	6,215	951,209	(1)報酬	3,242	職員給与費	6,215			(諸) 56	6,159	
				(3)職員手当等	2,452					56	6,159	
				(4)共済費	521							
						計	6,215			56	6,159	
2 労働福祉費	507,877	85,214	593,091	(12)委託料	85,214	労働環境改善事業費	85,214				85,214	1 ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業 85,214
						計	85,214				85,214	
(款) 5 労働費 (項) 2 職業訓練費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 職業訓練総務費	137,774	989	138,763	(12)委託料	989	産業人材育成推進費	989				989	
						計	989				989	
2 職業能力開発校費	278,662	1,980	280,642	(10)需用費	1,980	職業訓練実施費	1,980				1,980	
						計	1,980				1,980	

出(款) 5 労働費 (項) 1 労政費 (項) 2 職業訓練費

(款) 5 労働費 (項) 3 労働委員会費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				
								国支出金	地方債	その他		一般財源
1 労働委員会費	76,643	464	77,107	(2)給料	128	職員給与費	464				464	
				(3)職員手当等	282							
				(4)共済費	54							
						計	464				464	

(款) 6 農林水産費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 6 農林水産費	32,541,518	5,910,735	38,452,253	3,378,949	1,194,000	613,603	724,183	
(項) 1 農業費	11,358,562	238,914	11,597,476			442	238,472	
2 畜産業費	537,728	64,589	602,317	60,901			3,688	
3 農地費	10,016,156	4,214,973	14,231,129	2,429,380	1,025,000	613,161	147,432	
4 林業費	9,074,332	1,260,982	10,335,314	821,900	124,000		315,082	
5 水産業費	1,554,740	131,277	1,686,017	66,768	45,000		19,509	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農業費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	6,477,967	90,306	6,568,273	(1)報酬	13,390	職員給与費	86,213			(諸) 442	85,771	
				(2)給料	26,978	農政諸費	4,093				4,093	
				(3)職員手当等	38,247							
				(4)共済費	7,598							
				(10)需用費	4,093							
				計	90,306			442	89,864			
2 農業経営対策費	1,236,194	20,000	1,256,194	(18)負担金補助 および交付 金	20,000	農業経営対策事業 費	20,000				20,000	1 農業における猛暑対策設備等 支援事業 20,000
				計	20,000					20,000		
7 農作物対策費	1,190,312	125,625	1,315,937	(18)負担金補助 および交付 金	125,625	水田農業対策事業 費	125,625				125,625	1 農業における猛暑対策設備等 支援事業 125,625
				計	125,625					125,625		
10 農業試験場費	97,584	2,983	100,567	(10)需用費	2,983	運営費	2,983				2,983	
				計	2,983					2,983		
(款) 6 農林水産費 (項) 2 畜産業費 (単位 千円)												

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 畜産振興費	181,275	60,901	242,176	(18)負担金補助 および交付 金	60,901	畜産経営対策事業 費	60,901	60,901				1 配合飼料価格高騰に対する緊急 支援事業 60,901
						計	60,901	60,901				
3 家畜保健衛生費	69,443	1,071	70,514	(10)需用費	1,071	運営費	1,071				1,071	
						計	1,071				1,071	
4 畜産試験場費	52,734	637	53,371	(10)需用費	637	運営費	637				637	
						計	637				637	
5 県営牧場費	234,116	1,980	236,096	(10)需用費	1,980	奥越高原牧場費	1,803				1,803	
						嶺南牧場費	177				177	
						計	1,980				1,980	

(款) 6 農林水産費 (項) 3 農地費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 土地改良費	4,463,714	3,221,448	7,685,162	(12)委託料 (14)工事請負費	956,100 2,230,900	県営かんがい排水 事業費(公共)	400,000	200,000	100,000	(負) 100,000		

出(款) 6 農林水産費 (項) 3 農地費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 林業総務費	1,282,612	218,400	1,501,012	(18)負担金補助 および交付 金	218,400	林業振興総合推進 費	218,400	218,400				1 緊急森林整備事業 218,400
						計	218,400	218,400				
4 造林費	1,139,714	750,000	1,889,714	(18)負担金補助 および交付 金	750,000	造林事業費（公共 ）	750,000	450,000			300,000	
						計	750,000	450,000			300,000	
5 林道費	633,859	18,000	651,859	(18)負担金補助 および交付 金	18,000	団体営林道事業費 （公共）	18,000	15,000			3,000	
						計	18,000	15,000			3,000	
6 治山費	5,265,330	249,000	5,514,330	(14)工事請負費	249,000	治山事業費（公共 ）	249,000	124,500	124,000		500	
						計	249,000	124,500	124,000		500	
7 総合グリーンセ ンター費	206,317	25,582	231,899	(10)需用費 (17)備品購入費	612 24,970	林木育種事業費	25,582	14,000			11,582	1 林木育種・種子採取事業 25,582
						計	25,582	14,000			11,582	
(款) 6 農林水産費 (項) 5 水産業費												
(単位 千円)												

出(款) 6 農林水産費 (項) 5 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 水産振興費	281,711	30,475	312,186	(18)負担金補助 および交付 金	30,475	沿岸漁業構造改善 事業費	30,475	21,768			8,707	
						計	30,475	21,768			8,707	
6 水産試験場費	77,334	4,687	82,021	(10)需用費	4,687	運営費	4,687				4,687	
						計	4,687				4,687	
8 内水面総合セン ター費	125,268	6,115	131,383	(10)需用費	6,115	運営費	6,115				6,115	
						計	6,115				6,115	
10 漁港建設費	842,985	90,000	932,985	(14)工事請負費	90,000	漁港修築事業費 (公共)	90,000	45,000	45,000			
						計	90,000	45,000	45,000			

(款) 7 商 工 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	63,221,523	1,875,760	65,097,283	1,357,615		151	517,994	
(項) 1 商業費	49,673,460	1,608,200	51,281,660	1,274,409		94	333,697	
2 工鉦業費	11,305,283	243,234	11,548,517	58,880		57	184,297	
4 観光費	2,216,142	24,326	2,240,468	24,326				

出(款) 7 商 工 費

(款) 7 商工費 (項) 1 商業費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 商業総務費	1,605,647	25,101	1,630,748	(1)報酬	2,159	職員給与費	25,101			(諸) 94	25,007	
				(2)給料	9,308							
				(3)職員手当等	11,409							
				(4)共済費	2,225							
				計	25,101							
2 商業振興費	47,892,804	1,583,099	49,475,903	(12)委託料	1,287,347	商業振興費	1,575,761	1,274,409		301,352	1 電気・ガス価格高騰緊急対策事業 1,274,409	
				(18)負担金補助 および交付金	295,752							
						情報産業集積促進 事業費	7,338			7,338	2 取引適正化対策強化事業 301,352	
				計	1,583,099	1,274,409	308,690					
(款) 7 商工費 (項) 2 工鉱業費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 工鉱業総務費	9,346,955	57	9,347,012	(18)負担金補助 および交付金	57	工業用水対策事業 費	57			(諸) 57		

						計	57			57		
2 中小企業振興費	1,314,330	227,729	1,542,059	(12)委託料 (18)負担金補助 および交付 金	27,729 200,000	地場産業振興対策 事業費	227,729	58,880			168,849	企業における省エネ設備等導入支 援事業 221,352
						計	227,729	58,880			168,849	
6 工業技術センタ ー費	502,907	14,574	517,481	(10)需用費	14,574	運営費	14,574				14,574	
						計	14,574				14,574	
7 陶芸館費	134,180	874	135,054	(12)委託料	874	陶芸公園管理費	874				874	
						計	874				874	

(款) 7 商工費 (項) 4 観光費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 観光費	2,216,142	24,326	2,240,468	(18)負担金補助 および交付 金	24,326	観光総務費	24,326	24,326			1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価 格高騰対策) 24,326	
						計	24,326	24,326				

(款) 8 土 木 費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	58,049,727	22,588,632	80,638,359	8,349,651	13,882,000	213,511	143,470	
(項) 1 土木管理費	7,209,900	71,499	7,281,399			302	71,197	
2 道路橋りょう費	28,867,479	9,204,177	38,071,656	3,815,135	5,360,000	23,716	5,326	
3 河川海岸費	17,488,882	13,004,756	30,493,638	4,387,261	8,401,000	152,042	64,453	
4 港湾費	2,764,826	91,000	2,855,826	30,333	60,000		667	
5 都市計画費	1,245,636	217,200	1,462,836	116,922	61,000	37,451	1,827	

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 土木総務費	5,167,204	71,499	5,238,703	(1)報酬	7,950	職員給与費	71,499			(諸)	71,197	
			(2)給料	23,845	302							
			(3)職員手当等	33,181								
			(4)共済費	6,523								
					計	71,499				302	71,197	
(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 道路維持費	6,925,410	1,046,877	7,972,287	(12)委託料	200,000	交通安全施設整備費(公共)	676,600	384,886	291,000		714	
			(14)工事請負費	735,600								
			(16)公有財産購入費	30,000	道路災害防除費(公共)	369,000	220,806	148,000		194		
			(21)補償補填および賠償金	80,000	駐車場整備事業特別会計繰出金	1,277				1,277		
			(27)繰出金	1,277								
					計	1,046,877	605,692	439,000		2,185		
3 道路新設改良費	16,681,367	6,226,000	22,907,367	(12)委託料	161,560	道路改良費(公共)	3,534,000	2,069,188	1,463,000		1,812	
			(14)工事請負費	3,190,700								

出(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
				(16)公有財産購入費	181,740	国直轄道路事業負担金	2,692,000		2,692,000			
				(18)負担金補助および交付金	2,692,000							
				計			6,226,000	2,069,188	4,155,000		1,812	
4 橋りょう維持費	1,484,426	1,200,000	2,684,426	(12)委 託 料	720,000	橋りょう補修費 (公共)	1,200,000	712,799	487,000		201	
				(14)工事請負費	475,000							
				(21)補償補填および賠償金	5,000							
				計			1,200,000	712,799	487,000		201	
5 橋りょう新設改良費	492,925	455,000	947,925	(14)工事請負費	455,000	橋りょう整備費 (公共)	455,000	250,250	204,000		750	
				計			455,000	250,250	204,000		750	
6 雪寒道路整備費	3,240,135	276,300	3,516,435	(12)委 託 料	150,000	雪寒道路整備費 (公共)	276,300	177,206	75,000	(負) 23,716	378	
				(14)工事請負費	125,300							
				(21)補償補填および賠償金	1,000							
				計			276,300	177,206	75,000	23,716	378	
(款) 8 土 木 費 (項) 3 河川海岸費												
											(単位 千円)	

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 河川総務費	372,420	7,636	380,056	(10)需用費	6,857	ダム管理費	4,026			(負) 847	3,179	
				(12)委託料	779	ポンプ場等管理費	3,610				3,610	
						計	7,636			847	6,789	
2 河川改良費	14,868,635	10,394,400	25,263,035	(12)委託料	1,258,300	基幹河川改修費（公共）	1,502,000	751,000	751,000			
				(14)工事請負費	4,745,000							
				(18)負担金補助 および交付金	3,946,400	堰堤改良費（公共）	469,000	139,286	202,000	(負) 127,145	569	
				(21)補償補填 および賠償金	444,700	日野川総合開発事業費（公共）	3,549,000	1,774,500	1,774,000		500	
						総合流域防災事業費（公共）	928,000	464,000	464,000			
						国直轄河川事業負担金	3,946,400		3,945,000		1,400	
		計	10,394,400	3,128,786	7,136,000	127,145	2,469					
3 砂防費	1,840,467	2,337,720	4,178,187	(14)工事請負費	2,310,000	通常砂防事業費（公共）	1,786,000	893,000	893,000			
				(18)負担金補助 および交付金	27,720	急傾斜地崩壊対策事業費（公共）	443,000	209,475	209,000	(負) 24,050	475	
						総合流域防災事業費（公共）	81,000	27,000			54,000	

出(款) 8 土木費 (項) 3 河川海岸費

2 街路事業費	451,314	166,450	617,764	(14)工事請負費	166,450	重要幹線街路事業費 (公共)	166,450	91,547	36,000	(負) 37,451	1,452	
						計	166,450	91,547	36,000	37,451	1,452	
4 公園費	528,936	50,750	579,686	(14)工事請負費	50,750	都市公園整備事業費 (公共)	50,750	25,375	25,000		375	
						計	50,750	25,375	25,000		375	

(款) 9 警察費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 9 警察費	23,042,540	329,687	23,372,227			2,063	327,624	
(項) 1 警察管理費	20,958,935	329,687	21,288,622			2,063	327,624	

(款) 9 警察費 (項) 1 警察管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 警察本部費	19,140,500	325,528	19,466,028	(1)報酬	15,348	職員給与費	255,523			(諸) 2,063	253,460	
				(2)給料	110,928	庁舎維持管理費	70,005				70,005	
				(3)職員手当等	103,772							
				(4)共済費	25,475							
				(10)需用費	70,005							
計					325,528			2,063	323,465			
5 運転免許費	405,454	4,159	409,613	(10)需用費	4,159	自動車運転免許費	4,159				4,159	
計					4,159					4,159		

(款) 10 教育費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 10 教育費	96,660,403	1,135,946	97,796,349	40,717		8,027	1,087,202	
(項)								
1 教育総務費	16,179,287	99,595	16,278,882	21,428		669	77,498	
2 小中学校費	39,910,222	526,425	40,436,647			4,033	522,392	
3 高等学校費	18,397,910	286,071	18,683,981			1,067	285,004	
4 特別支援学校費	8,161,318	164,614	8,325,932			2,258	162,356	
5 大学費	3,569,808	19,369	3,589,177	19,289			80	
6 社会教育費	8,806,542	35,889	8,842,431				35,889	
7 保健体育費	1,635,316	3,983	1,639,299				3,983	

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 事務局費	4,621,959	70,342	4,692,301	(1)報酬 (2)給料 (3)職員手当等 (4)共済費	23,246 12,798 28,174 6,124	職員給与費	70,342			(諸) 669	69,673	
						計	70,342			669	69,673	
7 私学振興費	4,717,683	21,428	4,739,111	(18)負担金補助 および交付 金	21,428	私学振興費	21,428	21,428				1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価 格高騰対策) 21,428
						計	21,428	21,428				
8 運動場費	254,198	7,825	262,023	(10)需用費	7,825	福井運動公園費	7,825				7,825	
						計	7,825				7,825	
(款) 10 教育費 (項) 2 小中学校費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 小学校費	24,753,648	342,698	25,096,346	(1)報酬 (2)給料	10,682 147,259	職員給与費	342,698			(諸) 3,567	339,131	

出(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (項) 2 小中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(3)職員手当等	152,253							
				(4)共済費	32,504							
				計		342,698			3,567	339,131		
2 中学校費	14,810,463	183,727	14,994,190	(1)報酬	633	職員給与費	183,727			(諸) 466	183,261	
				(2)給料	81,176							
				(3)職員手当等	86,007							
				(4)共済費	15,911							
				計		183,727			466	183,261		

(款) 10 教育費 (項) 3 高等学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 高等学校総務費	12,892,054	152,241	13,044,295	(1)報酬	3,287	職員給与費	152,241			(諸) 1,067	151,174	
				(2)給料	60,663							
				(3)職員手当等	73,561							
				(4)共済費	14,730							
				計		152,241			1,067	151,174		
2 高等学校管理費	2,760,490	133,830	2,894,320	(10)需用費	133,830	全日制管理費	122,390				122,390	

						定通制管理費	11,440				11,440	
						計	133,830				133,830	

(款) 10 教育費 (項) 4 特別支援学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 特別支援学校総務費	7,361,402	110,516	7,471,918	(1)報 酬	9,425	職員給与費	110,051			(諸) 2,258	107,793	
				(2)給 料	43,026	特別支援教育センター費	465				465	
				(3)職員手当等	46,232							
				(4)共 済 費	11,368							
				(10)需 用 費	465							
				計			110,516			2,258	108,258	
2 特別支援学校管理費	536,828	54,098	590,926	(10)需 用 費	54,098	特別支援学校管理費	54,098				54,098	
				計			54,098				54,098	

(款) 10 教育費 (項) 5 大学費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 大学費	3,569,808	19,369	3,589,177	(4)共 済 費	80	職員給与費	80				80	

出(款) 10 教育費 (項) 4 特別支援学校費 (項) 5 大学費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(18)負担金補助 および交付 金	19,289	高等教育振興費	19,289	19,289				1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価 格高騰対策) 19,289
						計	19,369	19,289			80	

(款) 10 教育費 (項) 6 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 社会教育指導費	685,884	1,471	687,355	(10)需用費	1,471	こども歴史文化館 費	1,471				1,471	
						計	1,471				1,471	
3 文化財保護費	1,522,081	9,819	1,531,900	(10)需用費 (12)委託料	513 9,306	芸術文化振興費 文化財保護指導管 理費	9,306 513				9,306 513	
						計	9,819				9,819	
4 図書館費	339,516	11,353	350,869	(10)需用費	11,353	図書館管理費 若狭図書館学習セン ター費	10,895 458				10,895 458	
						計	11,353				11,353	

5 青年の家費	246,196	4,857	251,053	10需用費	4,857	青年の家等管理費	4,857				4,857	
						計	4,857				4,857	
6 博物館費	5,810,907	4,188	5,815,095	10需用費	4,188	歴史博物館費	4,188				4,188	
						計	4,188				4,188	
7 美術館費	197,639	4,201	201,840	10需用費	4,201	美術館費	4,201				4,201	
						計	4,201				4,201	

(款) 10 教育費 (項) 7 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
3 体育施設費	194,402	3,983	198,385	10需用費	2,883	体育施設管理費	1,100				1,100	
				12委託料	1,100	県立武道館費	2,883				2,883	
						計	3,983				3,983	

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区	分	職員数	給与費						共済費	合計	備考	
			報酬	給料	期末手当 <small>年間支給率(3.40月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	その他の手当				計
補正後	長等	3 ^人		40,080	16,467				56,547	8,207	64,754	
	議員	37	348,840		143,316				492,156		492,156	
	その他の特別職	67	64,816	18,000	7,353			159	90,328	3,660	93,988	
	計	107	413,656	58,080	167,136			159	639,031	11,867	650,898	
補正前	長等	3		40,080	15,982				56,062	8,192	64,254	
	議員	37	348,840		139,100				487,940		487,940	
	その他の特別職	67	64,816	18,000	7,243			159	90,218	3,647	93,865	
	計	107	413,656	58,080	162,325			159	634,220	11,839	646,059	
比較	長等	0		0	485				485	15	500	
	議員	0	0		4,216				4,216		4,216	
	その他の特別職	0	0	0	110			0	110	13	123	
	計	0	0	0	4,811			0	4,811	28	4,839	

2 一 般 職

(1) 総 括

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(57)人 12,712	2,853,400	53,066,562	36,325,497	92,245,459	18,209,338	110,454,797	
補 正 前	(68) 12,869	2,746,648	52,493,114	35,671,418	90,911,180	18,070,388	108,981,568	
比 較	(△11) △157	106,752	573,448	654,079	1,334,279	138,950	1,473,229	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	1,189,982	782,174	12,029,087	9,712,663	26,139	1,175,636	78,264	1,824,793
	補 正 前	1,189,982	782,174	11,685,447	9,416,784	26,139	1,175,636	78,264	1,824,793
	比 較	0	0	343,640	295,879	0	0	0	0
	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	そ の 他 の 手 当
	補 正 後	407,704	699,763	73,217	5,900,000	813,120	641,463	442,829	528,663
	補 正 前	407,704	699,763	73,217	5,900,000	804,528	641,463	442,829	522,695
	比 較	0	0	0	0	8,592	0	0	5,968

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(57) 人 12,712		53,044,263	35,987,779	89,032,042	17,659,491	106,691,533	
補 正 前	(68) 12,869		52,471,120	35,361,993	87,833,113	17,540,724	105,373,837	
比 較	(△11) △ 157		573,143	625,786	1,198,929	118,767	1,317,696	

職 員 手 当 の 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	1,189,982	782,174	11,693,690	9,712,663	26,139	1,174,869	78,264	1,824,067
	補 正 前	1,189,982	782,174	11,378,338	9,416,784	26,139	1,174,869	78,264	1,824,067
	比 較	0	0	315,352	295,879	0	0	0	0

職 員 手 当 の 内	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	そ の 他 の 手 当
	補 正 後	407,704	699,763	73,217	5,900,000	812,292	641,463	442,829	528,663
	補 正 前	407,704	699,763	73,217	5,900,000	803,705	641,463	442,829	522,695
	比 較	0	0	0	0	8,587	0	0	5,968

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,853,400	22,299	337,718	3,213,417	549,847	3,763,264	
補 正 前	2,746,648	21,994	309,425	3,078,067	529,664	3,607,731	
比 較	106,752	305	28,293	135,350	20,183	155,533	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	地 域 手 当				
	補 正 後	335,397	767	726	828				
	補 正 前	307,109	767	726	823				
	比 較	28,288	0	0	5				
	区 分								
	補 正 後								
	補 正 前								
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	千円 573,448	給与改定に伴う増減分	千円 573,448		千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.01% 給与改定実施時期 5年4月
職 員 手 当	654,079	制度改正に伴う増減分	639,519	期末手当の増減分	343,640	
		その他の増減分	14,560	勤勉手当の増減分	295,879	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	技能労務職
給与改定後	平均給料月額(円)	325,407	322,896	386,417	362,977	351,234	471,415	330,789	327,837	333,890	289,697
	平均給与月額(円)	388,459	428,149	418,845	382,392	403,337	1,043,279	373,599	350,082	375,387	311,274
	平均年齢(歳)	42.6	38.2	46.7	43.4	42.3	44.3	43.0	39.9	38.8	58.8
給与改定前	平均給料月額(円)	322,124	318,047	383,840	359,502	347,527	466,884	328,018	323,364	329,760	288,686
	平均給与月額(円)	384,883	422,361	416,318	379,097	399,445	1,035,700	370,703	345,852	371,052	310,224
	平均年齢(歳)	42.6	38.2	46.7	43.4	42.3	44.3	43.0	39.9	38.8	58.8

イ 初 任 給											
(単位 円)											
区 分		行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	技能労務職
給与改定後	高校卒	170,900	194,900	183,400	183,400	171,900		172,700	短大3卒 222,400	181,400	169,000
	大学卒	202,400	224,600	226,100	226,100	220,900	288,100	208,800	230,800	208,700	
給与改定前	高校卒	158,900	181,100	170,500	170,500	159,800		160,500	短大3卒 209,100	168,600	156,800
	大学卒	191,700	212,000	214,200	214,200	208,800	278,300	197,800	218,600	197,700	
区 分		(国の制度)									
		行政職(一)	公安職(一)			研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	行政職(二)
給与改定後	高校卒	166,600	191,800			167,000		167,200	短大3卒 218,800	176,900	164,000
	大学卒	総合職200,700 一般職196,200	総合職230,400 一般職227,600			総合職220,900 一般職201,700	264,700	202,800	228,500	202,500	
給与改定前	高校卒	154,600	178,000			154,900		155,100	短大3卒 204,900	164,100	156,800
	大学卒	総合職189,700 一般職185,200	総合職217,800 一般職214,900			総合職208,800 一般職190,400	253,600	191,500	216,000	191,200	

ウ 級 別 職 員 数

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行 政 職			警 察 職			教 育 職 (一)			教 育 職 (二)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	418(1)	12.3(1.9)	1級	204	11.7	1級	53	2.6	1級		
	2	485(51)	14.3(98.1)	2	312	18.0	2	1,878	93.3	2	3,977	88.8
	3	668	19.7	3	335	19.3	3	47	2.3	3	256	5.7
	4	519	15.3	4	430	24.8	4	37	1.8	4	247	5.5
	5	894	26.3	5	280	16.1						
	6	292	8.6	6	105	6.0						
	7	44	1.3	7	43	2.5						
	8	53	1.6	8	18	1.0						
	9	20	0.6	9	10	0.6						
計	3,393(52)	100.0(100.0)	計	1,737	100.0	計	2,015	100.0	計	4,480	100.0	
補 正 前	1	389(4)	11.6(6.7)	1	225	12.9	1	57	2.8	1		
	2	479(56)	14.3(93.3)	2	308	17.6	2	1,892	93.1	2	3,992	88.8
	3	647	19.3	3	333	19.0	3	47	2.3	3	256	5.7
	4	542	16.1	4	421	24.1	4	37	1.8	4	247	5.5
	5	902	26.8	5	293	16.8						
	6	294	8.8	6	95	5.4						
	7	35	1.0	7	46	2.6						
	8	50	1.5	8	18	1.0						
	9	19	0.6	9	10	0.6						
計	3,357(60)	100.0(100.0)	計	1,749	100.0	計	2,033	100.0	計	4,495	100.0	

区 分	研 究 職			医 療 職 (一)			医 療 職 (二)			医 療 職 (三)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級			1級	5	26.3	1級			1級		
	2	80(4)	26.7(100.0)	2	1	5.3	2	16(1)	14.2(100.0)	2	26	27.7
	3	173	57.7	3	7	36.8	3	12	10.6	3	13	13.8
	4	43	14.3	4	6	31.6	4	31	27.4	4	8	8.5
	5	4	1.3				5	45	39.8	5	43	45.7
							6	7	6.2	6	4	4.3
							7	2	1.8			
	計	300(4)	100.0(100.0)	計	19	100.0	計	113(1)	100.0(100.0)	計	94	100.0
補 正 前	1	(1)	(16.7)	1	8	32.0	1			1		
	2	77(5)	26.6(83.3)	2	2	8.0	2	11(1)	10.3(100.0)	2	24	26.7
	3	169	58.3	3	7	28.0	3	16	14.9	3	11	12.2
	4	41	14.1	4	8	32.0	4	29	27.1	4	9	10.0
	5	3	1.0				5	41	38.3	5	41	45.5
							6	8	7.5	6	5	5.6
							7	2	1.9			
	計	290(6)	100.0(100.0)	計	25	100.0	計	107(1)	100.0(100.0)	計	90	100.0

区 分	福 社 職			技 能 勞 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	4	20.0	1級	1	2.8
	2	6	30.0	2		
	3	3	15.0	3	35	97.2
	4	7	35.0			
	計	20	100.0	計	36	100.0
補 正 前	1	3	16.6	1	1	2.7
	2	7	38.9	2	(1)	(100.0)
	3	1	5.6	3	36	97.3
	4	7	38.9			
	計	18	100.0	計	37(1)	100.0(100.0)

(級別の基準となる職務)										
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務	
エ 主 な 手 当										
区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容								
扶 養 手 当	同									
通 勤 手 当	異	国：支給限度あり				県：支給限度なし				
住 居 手 当	同									

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み
および当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						3年度末 までの 支出額	4年度末 までの支出 (見込)額	5年度 支出 予定額	5年度末 までの支出 予定額	6年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国支出金	地方債	その他							
災害 復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (一級河川 打波川 大野市上打波地係 落差工)	5	300,000	200,000	100,000				300,000	300,000		% 29.3	
			6	200,000	133,400	60,000		6,600				200,000	19.6	
			7	523,239	349,000	156,000		18,239					523,239	51.1
			計	1,023,239	682,400	316,000		24,839			300,000	300,000	723,239	100.0
災害 復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (木の勢谷川 大野市上打波地係 砂防堰堤工)	5	150,000	100,050	49,000		950			150,000	150,000		35.7
			6	100,000	66,700	29,000		4,300				100,000	23.8	
			7	169,824	113,273	51,000		5,551					169,824	40.5
			計	419,824	280,023	129,000		10,801			150,000	150,000	269,824	100.0

継 続 費 (追加)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	4年度末までの 支出(見込)額		5年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
土地改良事業費	594,000	年度		年度 6～7	594,000	333,950	178,000	58,310	23,740	土地改良事業の早期完成を図るため、令和6年度および令和7年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 1,022,000千円
農地防災事業費	1,120,000			6～7	1,120,000	616,000	305,000	158,900	40,100	農地防災事業の早期完成を図るため、令和6年度および令和7年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 1,820,000千円
治山事業費	243,000			6	243,000	126,450	104,000		12,550	治山事業の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。 事業費 243,000千円

2. 変更

（単位 千円）

事 項	限 度 額	4年度末までの 支出（見込）額		5年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
河川改良事業費	609,000	年度		年度 6	609,000	304,500	274,000		30,500	河川改良事業（一級河川底喰川、江端川、吉野瀬川、大蓮寺川、二級河川笹の川、排水機場長寿命化事業）の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 994,000千円

特別会計予算総表

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
公債管理	111,265,351		111,265,351				
用品等集中管理事業	279,529		279,529				
災害救助基金	20,363		20,363				
国民健康保険	64,515,972		64,515,972				
母子父子寡婦福祉資金貸付金	92,675		92,675				
県営産業団地整備事業	609,824		609,824				
中小企業支援資金貸付金	1,338,754		1,338,754				
沿岸漁業改善資金貸付金	91,616		91,616				
林業改善資金貸付金	83,538		83,538				
県有林事業	1,268,913		1,268,913				
用地先行取得事業	137,441		137,441				
駐車場整備事業	173,431	1,277	174,708			1,277	
港湾整備事業	3,212,573		3,212,573				
証紙	1,879,525		1,879,525				
合計	184,969,505	1,277	184,970,782			1,277	

歳 入		福 井 県 駐 車 場 整 備 事 業				(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 繰入金	106,978	1,277	108,255			
1 一般会計繰入金	106,978	1,277	108,255			
1 一般会計繰入金	106,978	1,277	108,255	繰入金	1,277	
歳 入 合 計	173,431	1,277	174,708			

歳 出												
(単位 千円)												
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一 般 財 源
								国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 土木費	173,431	1,277	174,708									
1 駐車場整備費	173,431	1,277	174,708									
1 福井駅西口 地下駐車場 整備費	173,431	1,277	174,708	(12)委託料	1,277	駐車場運営費	1,277			(繰入) 1,277		
						計	1,277			1,277		
歳 出 合 計	173,431	1,277	174,708				1,277			1,277		

令和5年度 福井県病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 病院事業収益	2 医業外収益		26,696,934	25,730	26,722,664	
			4,507,869	25,730	4,533,599	
		2 補助金	595,025	25,730	620,755	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 病院事業費用	1 医業費用		25,540,014	150,022	25,690,036	
			24,904,396	150,022	25,054,418	
		1 給与費	10,880,061	150,022	11,030,083	職員給与費 150,022

令和5年度 福井県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	1,032,628,000
減価償却費	2,035,612,980
退職給付引当金の増減額(△は減少)	85,296,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 41,000
長期前受金戻入益	△ 2,055,764,526
受取利息および受取配当金	2,156,000
支払利息および企業債取扱諸費	322,890,529
固定資産除却損	92,720,000
未収金の増減額(△は増加)	200,445,326
未払金の増減額(△は減少)	△ 157,747,181
長期前払消費税の償却	196,891,404
小計	1,755,087,532
利息および配当金の受取額	△ 2,156,000
利息の支払額および企業債取扱諸費	△ 322,890,529
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,430,041,003

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 5,392,769,900
一般会計からの繰入金による収入	1,977,762,000

そ の 他
投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 500,115,000

△ 3,915,122,900

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入

3,195,500,000

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出

△ 3,185,382,185

財務活動によるキャッシュ・フロー

10,117,815

資金増加額（または減少額）

△ 2,474,964,082

資 金 期 首 残 高

13,364,358,203

資 金 期 末 残 高

10,889,394,121

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	(4) 人 1,040	221,503	4,397,031	4,642,100	9,260,634	1,700,347	10,960,981
補 正 前	損益勘定支弁職員		(5) 1,121	208,588	4,332,983	4,580,014	9,121,585	1,689,374	10,810,959
比 較	損益勘定支弁職員		(△1) △ 81	12,915	64,048	62,086	139,049	10,973	150,022

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	79,496	27,155	725,823	539,505	66,591	3,336	626,696	145,110
	補 正 前	79,496	27,155	694,628	515,146	66,591	3,336	626,696	145,110
	比 較	0	0	31,195	24,359	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	夜 勤 手 当	休 日 給	賞 与 引 当 金 繰 入 額	退 職 給 付 費
	補 正 後	424,315	509,426	207,309	76,853	106,791	106,705	567,308	429,681
	補 正 前	424,315	508,136	204,773	76,853	105,662	105,128	567,308	429,681
	比 較	0	1,290	2,536	0	1,129	1,577	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	(4) 人 1,040		4,210,995	4,334,167	8,545,162	1,525,965	10,071,127
補 正 前	損益勘定支弁職員		(5) 1,121		4,153,645	4,278,613	8,432,258	1,516,459	9,948,717
比 較	損益勘定支弁職員		(△1) △ 81		57,350	55,554	112,904	9,506	122,410

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	79,496	27,155	649,981	539,505	65,444	3,336	594,711	90,174
	補 正 前	79,496	27,155	624,204	515,146	65,444	3,336	594,711	90,174
	比 較	0	0	25,777	24,359	0	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	夜 勤 手 当	休 日 給	賞 与 引 当 金 額 繰 入	退 職 給 付 費
補 正 後	424,315	405,737	177,542	76,853	106,515	105,326	567,308	420,769	
補 正 前	424,315	404,447	176,078	76,853	105,393	103,784	567,308	420,769	
比 較	0	1,290	1,464	0	1,122	1,542	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	221,503	186,036	307,933	715,472	174,382	889,854
補 正 前	損益勘定支弁職員	208,588	179,338	301,401	689,327	172,915	862,242
比 較	損益勘定支弁職員	12,915	6,698	6,532	26,145	1,467	27,612

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	初 任 給 調 整 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	75,842	1,147	31,985	54,936	103,689	29,767
	補 正 前	70,424	1,147	31,985	54,936	103,689	28,695
	比 較	5,418	0	0	0	0	1,072
手 当 の 内 訳	区 分	夜 勤 手 当	休 日 給	退 職 給 付 費			
	補 正 後	276	1,379	8,912			
	補 正 前	269	1,344	8,912			
	比 較	7	35	0			

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 64,048	給与改定に伴う増減分	千円 64,048	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.44% 給与改定実施時期 5年4月
手 当	62,086	制度改正に伴う増減分	56,844	期末手当の増減分 31,195 勤勉手当の増減分 24,359 初任給調整手当の増減分 1,290	
		その他の増減分	5,242		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	平均給料月額 (円)	324,440	376,700	502,919	297,281	308,353	308,500
	平均給与月額 (円)	381,322	541,778	991,296	345,277	351,951	351,235
	平均年齢 (歳)	44.0	46.5	46.6	36.6	37.4	58.8
給 与 改 定 前	平均給料月額 (円)	321,476	374,525	499,843	292,867	303,200	307,500
	平均給与月額 (円)	378,150	538,946	986,816	340,690	346,855	350,133
	平均年齢 (歳)	44.0	46.5	46.6	36.6	37.4	58.8

(2) 初 任 給								(単位 円)
区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職	
給 与 改 定 後	高 校 卒	170,900	171,900		172,700	短大3卒 222,400	169,000	
	大 学 卒	202,400	220,900	288,100	208,800	230,800		
給 与 改 定 前	高 校 卒	158,900	159,800		160,500	短大3卒 209,100	156,800	
	大 学 卒	191,700	208,800	278,300	197,800	218,600		
区 分		一 般 会 計 の 制 度						
区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職	
給 与 改 定 後	高 校 卒	170,900	171,900		172,700	短大3卒 222,400	169,000	
	大 学 卒	202,400	220,900	288,100	208,800	230,800		
給 与 改 定 前	高 校 卒	158,900	159,800		160,500	短大3卒 209,100	156,800	
	大 学 卒	191,700	208,800	278,300	197,800	218,600		

(3) 級別職員数

(注) ()内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行政職			研究職			医療職(一)			医療職(二)			医療職(三)			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	(2) 3	(100.0) 5.8	1級			1級			1級	2	1.1	1級			1級		
	2	10	19.2	2			2	17	13.7	2	(1) 50	(100.0) 28.6	2	(1) 246	(100.0) 32.9	2		
	3	15	28.9	3	4	100.0	3	50	40.3	3	32	18.3	3	123	16.5	3	1	100.0
	4	6	11.5				4	57	46.0	4	44	25.2	4	76	10.2			
	5	13	25.0							5	41	23.4	5	295	39.5			
	6	3	5.8							6	4	2.3	6	6	0.8			
	7									7	2	1.1	7	1	0.1			
	8	1	1.9															
	9	1	1.9															
	計	(2) 52	(100.0) 100.0	計	4	100.0	計	124	100.0	計	(1) 175	(100.0) 100.0	計	(1) 747	(100.0) 100.0	計	1	100.0
補 正 前	1	(2) 4	(100.0) 7.5	1			1			1	1	0.6	1	(1) 747	(100.0) 100.0	1	(1) 747	(100.0) 100.0
	2	8	15.1	2			2	22	17.1	2	(1) 53	(100.0) 30.6	2	252	34.1	2		
	3	14	26.4	3	4	100.0	3	51	39.5	3	34	19.7	3	100	13.6	3	1	100.0
	4	7	13.2				4	56	43.4	4	37	21.4	4	76	10.3			
	5	15	28.3							5	42	24.2	5	301	40.8			
	6	3	5.7							6	5	2.9	6	8	1.1			
	7									7	1	0.6	7	1	0.1			
	8	1	1.9															
	9	1	1.9															
	計	(2) 53	(100.0) 100.0	計	4	100.0	計	129	100.0	計	(1) 173	(100.0) 100.0	計	(1) 738	(100.0) 100.0	計	(1) 738	(100.0) 100.0

(級別の基準となる職務)				
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
医 療 職 (一)	医療を行う医師の職務	病院の副医長の職務	病院の医長の職務	病院の院長および副院長の職務
(4) 主 な 手 当				
区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	同			
通 勤 手 当	同			
住 居 手 当	同			

令和5年度 福井県病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,986,761,135	
ロ 建 物	45,654,808,559		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△27,692,064,129</u>	17,962,744,430	
ハ 構 築 物	698,350,215		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 648,050,111</u>	50,300,104	
ニ 器 械 備 品	19,829,932,559		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△14,086,329,518</u>	5,743,603,041	
ホ 車 輜	23,505,031		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 22,584,002</u>	921,029	
ヘ その他有形固定資産		<u>27,222,000</u>	
有形固定資産合計			25,771,551,739

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		<u>804,091</u>	
無形固定資産合計			804,091

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券		1,500,000,000	
---------------	--	---------------	--

ロ 長期前払消費税	936,424,765		
ハ その他の投資	<u>5,789,100</u>		
投資その他の資産合計		<u>2,442,213,865</u>	
固定資産合計			28,214,569,695
2 流動資産			
(1) 現金預金		10,889,394,121	
(2) 未収金			
イ 医療未収金	3,821,230,951		
ロ 医療外未収金	853,844,070		
ハ その他未収金	46,847,290		
貸倒引当金	<u>△ 4,412,000</u>		
未収金合計		4,717,510,311	
(3) 貯蔵品			
イ 薬品	142,014,571		
ロ 燃料	<u>11,155,868</u>		
貯蔵品合計		<u>153,170,439</u>	
流動資産合計			<u>15,760,074,871</u>
資産合計			<u>43,974,644,566</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債		20,312,727,865	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,675,758,963		

口 特別修繕引当金	1,966,417,904		
引当金合計		<u>5,642,176,867</u>	
固定負債合計			25,954,904,732
4 流動負債			
(1) 企業債		3,136,118,631	
(2) 未払金			
イ 医療未払金	2,567,316,908		
ロ その他未払金	<u>121,634,700</u>		
未払金合計		2,688,951,608	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>567,308,000</u>		
引当金合計		567,308,000	
(4) その他流動負債			
イ 預り金	<u>153,889,340</u>		
その他流動負債合計		<u>153,889,340</u>	
流動負債合計			6,546,267,579
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	8,156,668,729		
ロ 補助金	1,436,919,726		
ハ 寄附金	17,816,296		
ニ その他長期前受金	<u>29,060,988,844</u>		
長期前受金合計		38,672,393,595	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△34,014,512,554</u>	

繰延収益合計		<u>4,657,881,041</u>
負債合計		37,159,053,352

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 資本金		<u>1,777,719,304</u>	
資本金合計			1,777,719,304
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	55,892,000		
ロ その他資本剰余金	<u>814,687,333</u>		
資本剰余金合計		870,579,333	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	195,277,616		
ロ 建設改良積立金	2,650,353		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>3,969,364,608</u>		
利益剰余金合計		<u>4,167,292,577</u>	
剰余金合計			<u>5,037,871,910</u>
資本合計			<u>6,815,591,214</u>
負債資本合計			<u>43,974,644,566</u>

注記

第1 重要な会計方針

1 資産の評価基準および評価方法

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品 先入先出法による低価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	39～50年		
	建	物	設	備	13～17年
	構	築	物	10～45年	
	器	械	備	品	4～10年
	車	輛	5～7年		

(2) 無形固定資産 定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる3割を除く金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 特別修繕引当金

建物・設備および医療機器等の支出に備えるため、将来の特別修繕見積額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は15,736,536千円である。

2 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得または改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額について、取得または改良に充てるための補助金等との対応関係を明確に把握することができないものについては、年度ごとに取得または改良した資産（充てた補助金等との対応関係を明確に把握することができる資産および補助金等を充てずに取得または改良した

ことが明らかな資産は除く。)を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理する。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県病院事業会計では、福井県立病院と福井県立すこやかシルバー病院を運営しており、各病院で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

区 分	所 在 地	病 床 数	診 療 科
福 井 県 立 病 院	福井市四ツ井2丁目	一 般 病 床 551床 結 核 病 床 6床 感 染 症 病 床 4床 精 神 病 床 198床 合 計 759床	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、精神科
福井県立すこやかシルバー病院	福 井 市 島 寺 町	精 神 病 床 100床	精神科、脳神経内科、内科、外科

2 報告セグメントごとの医業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

(単位 千円)

	福井県立病院	福井県立すこやかシルバー病院	合 計
医 業 収 益	21,019,404	587,579	21,606,983
医 業 費 用	24,285,943	768,475	25,054,418
医 業 利 益	△3,266,539	△180,896	△3,447,435
経 常 利 益	413,543	37,003	450,546
セグメント資産	41,074,417	2,852,639	43,927,056
セグメント負債	35,757,093	1,402,081	37,159,174
その他の項目			
他会計繰入金	1,962,002	199,851	2,161,853
減価償却費	1,960,909	74,704	2,035,613
特別利益	582,082		582,082
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	1,020,407	△9,817	1,010,590

第4 その他

退職給付引当金の取り崩し

職員の退職手当として、414,834千円を支給するため、退職給付引当金290,384千円を取り崩す。

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算実施計画

資本的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 資本的支出	1 福井臨海工業用地等造成事業費		951,935	502	952,437	
			951,935	502	952,437	
		2 総 係 費	418,604	502	419,106	

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	1,531,000
	受取利息および受取配当金	△ 85,000
	未収金の増減額(△は増加)	291,000
	未払金の増減額(△は減少)	△ 24,236,944
	小計	△ 22,499,944
	利息および配当金の受取額	85,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,414,944
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	土地造成事業費	△ 954,462,000
	土地造成事業による収入	2,025,000
	他会計貸付金の返済による収入	54,857,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 897,580,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
	資金増加額(または減少額)	△ 919,994,944
	資金期首残高	3,095,344,415

資 金 期 末 残 高

2,175,349,471

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	資本勘定支弁職員	人	5 人		17,285	9,818	27,103	5,681	32,784
補 正 前	資本勘定支弁職員		5		17,083	9,566	26,649	5,633	32,282
比 較	資本勘定支弁職員		0		202	252	454	48	502

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当	
	補 正 後	378	3,847	3,155	390	1,733	67	248	
	補 正 前	378	3,718	3,035	390	1,733	67	245	
	比 較	0	129	120	0	0	0	3	
	区 分								
補 正 後									
補 正 前									
比 較									

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	千円 202	給与改定に伴う増減分	千円 202		千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.04% 給与改定実施時期 5年4月
手 当	252	制度改正に伴う増減分	249	期末手当の増減分	129	
		その他の増減分	3	勤勉手当の増減分	120	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
給与改定後	平均給料月額(円)	312,120
	平均給与月額(円)	350,749
	平均年齢(歳)	41.6
給与改定前	平均給料月額(円)	308,920
	平均給与月額(円)	347,339
	平均年齢(歳)	41.6

(2) 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職	一 般 会 計 の 制 度
			行 政 職
給与改定後	高校卒	170,900	170,900
	大学卒	202,400	202,400
給与改定前	高校卒	158,900	158,900
	大学卒	191,700	191,700

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級		
	2	1	20.0
	3	2	40.0
	4	1	20.0
	5	1	20.0
		計	5
補 正 前	1		
	2	3	60.0
	3		
	4	1	20.0
	5	1	20.0
		計	5

(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当									
区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容						
扶 養 手 当	同								
通 勤 手 当	同								
住 居 手 当	同								

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

		資 産 の 部		
1	土 地 造 成			
(1)	未 成 土 地			
	イ 土 地 造 成	126,846,296,289	126,846,296,289	
(2)	投 資			
	イ 長 期 貸 付 金	4,049,002,000		
	ロ 出 資 金	<u>100,000,000</u>		
	投 資 合 計		<u>4,149,002,000</u>	
	土 地 造 成 合 計			130,995,298,289
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		<u>2,175,349,471</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>2,175,349,471</u>
	資 産 合 計			<u>133,170,647,760</u>
		負 債 の 部		
3	固 定 負 債			
(1)	未 精 算 原 価		114,857,406,993	
(2)	未 成 原 価		13,629,810,128	

(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>75,225,512</u>		
引当金合計		<u>75,225,512</u>	
固定負債合計			128,562,442,633
4 流動負債			
(1) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>2,025,000</u>		
引当金合計		2,025,000	
(2) 預り金		<u>7,627,254</u>	
流動負債合計			9,652,254
5 繰延収益			
長期前受金		1,304,555,050	
収益化累計額		<u>0</u>	
繰延収益合計			<u>1,304,555,050</u>
負債合計			129,876,649,937

資 本 の 部

6 資本金			904,789,000
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ その他資本剰余金	<u>100,000,000</u>		
資本剰余金合計		100,000,000	

(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	154,638,629		
ロ 土地造成積立金	159,346,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,975,224,194</u>		
利益剰余金合計		<u>2,289,208,823</u>	
剰余金合計			<u>2,389,208,823</u>
資本金合計			<u>3,293,997,823</u>
負債資本合計			<u>133,170,647,760</u>

令和5年度 福井県工業用水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 工業用水道事業費用	1 営業費用		718,130	1,254	719,384	
			676,543	1,254	677,797	
		2 第一工業用水道費	80,031	373	80,404	県営第一工業用水道配水施設維持管理費
		3 第一工業用水道費	9,753	138	9,891	県営第一工業用水道管理運営費
		6 臨海工業用水道費	102,159	585	102,744	福井臨海工業用水道配水施設維持管理費
		7 臨海工業用水道費	13,114	158	13,272	福井臨海工業用水道管理運営費

令和5年度 福井県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	103,057,192
減価償却費	292,262,000
長期前受金戻入益	△ 28,705,000
受取利息および受取配当金	△ 138,000
未収金の増減額(△は増加)	1,639,542
未払金の増減額(△は減少)	40,164,534
小計	408,280,268
利息および配当金の受取額	138,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	408,418,268
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 129,410,000
工事費負担金による収入	89,001,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,408,181
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 54,857,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,857,000

資金増加額（または減少額）	313,153,087
資金期首残高	<u>2,830,739,422</u>
資金期末残高	3,143,892,509

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	10 人		34,425	21,614	56,039	10,762	66,801
補 正 前	損益勘定支弁職員		(1) 9		33,824	21,063	54,887	10,660	65,547
比 較	損益勘定支弁職員		(△1) 1		601	551	1,152	102	1,254

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	636	748	7,323	6,346	1,695	3,433	616	506
	補 正 前	636	748	7,042	6,089	1,695	3,433	616	495
	比 較	0	0	281	257	0	0	0	11
	区 分	休 日 給	住 居 手 当						
	補 正 後	2	309						
	補 正 前		309						
	比 較	2	0						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 601	給与改定に伴う増減分	千円 601	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.87% 給与改定実施時期 5年4月
手 当	551	制度改正に伴う増減分	538	期末手当の増減分 281 勤勉手当の増減分 257	
		その他の増減分	13		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職
給与改定後	平均給料月額 (円)		282,860		
	平均給与月額 (円)		327,939		
	平均年齢 (歳)		36.4		
給与改定前	平均給料月額 (円)		277,660		
	平均給与月額 (円)		322,566		
	平均年齢 (歳)		36.4		

(2) 初任給

(単位 円)

区	分	行	政	職	一般会計の制度	
					行	政 職
給与改定後	高校卒	170,900			170,900	
	大学卒	202,400			202,400	
給与改定前	高校卒	158,900			158,900	
	大学卒	191,700			191,700	

(3) 級別職員数

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	2	20.0
	2	4	40.0
	3	1	10.0
	4		
	5	2	20.0
	6	1	10.0
	計	10	100.0
補 正 前	1	(1) 3	(100.0) 33.3
	2	2	22.3
	3		
	4		
	5	3	33.3
	6	1	11.1
	計	(1) 9	(100.0) 100.0

(級別の基準となる職務)											
区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行	政	職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当											
区	分	一般会計の制度との異同			差 異 の 内 容						
扶	養	手	当	同							
通	勤	手	当	同							
住	居	手	当	同							

令和5年度 福井県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

	資	産	の	部
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地				624,484,972
ロ 建物	895,057,949			
減価償却累計額	<u>△ 681,298,440</u>			213,759,509
ハ 構築物	8,825,461,354			
減価償却累計額	<u>△ 5,928,088,554</u>			2,897,372,800
ニ 機械および装置	3,607,466,661			
減価償却累計額	<u>△ 2,480,843,470</u>			1,126,623,191
ホ 車輛運搬具	774,025			
減価償却累計額	<u>△ 735,323</u>			38,702
ヘ 工具器具備品	14,264,129			
減価償却累計額	<u>△ 13,090,628</u>			1,173,501
ト 建設仮勘定				
臨海工業用水道建設仮勘定				<u>3,903,567,025</u>
有形固定資産合計				8,767,019,700
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権				<u>316,000</u>

	無形固定資産合計		<u>316,000</u>	
	固定資産合計			8,767,335,700
2	流動資産			
	(1) 現金預金		3,143,892,509	
	(2) 未収金		<u>66,139,000</u>	
	流動資産合計			<u>3,210,031,509</u>
	資産合計			<u>11,977,367,209</u>
		負債の部		
3	固定負債			
	(1) 他会計借入金		3,994,145,000	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	97,527,786		
	ロ 修繕引当金	<u>383,163,398</u>		
	引当金合計		480,691,184	
	(3) その他固定負債		<u>43,797,113</u>	
	固定負債合計			4,518,633,297
4	流動負債			
	(1) 他会計借入金		54,857,000	
	(2) 未払金		73,383,989	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	<u>3,938,000</u>		
	引当金合計		3,938,000	

(4) 預り金		<u>8,317,382</u>	
流動負債合計			140,496,371
5 繰延収益			
長期前受金		2,982,280,437	
収益化累計額		<u>△1,493,259,459</u>	
繰延収益合計			<u>1,489,020,978</u>
負債合計			6,148,150,646
資 本 の 部			
6 資本金			4,781,094,972
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ その他資本剰余金	<u>134,842,888</u>		
資本剰余金合計		134,842,888	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	769,813,330		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>143,465,373</u>		
利益剰余金合計		<u>913,278,703</u>	
剰余金合計			<u>1,048,121,591</u>
資本合計			<u>5,829,216,563</u>
負債資本合計			<u>11,977,367,209</u>

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8 ～ 50年
	構	築	物 10 ～ 60年
	機	械	および装置 6 ～ 20年
	工	具	器具備品 4 ～ 15年
	車	輛	運搬具 3 ～ 5年

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金3,938千円を取り崩し、1,304千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）第一工業用水道賞与引当金戻入益、2,634千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）臨海工業用水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県工業用水道事業会計では、県営第一工業用水道事業および福井臨海工業用水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
県営第一工業用水道事業	鯖江市および鯖江市に隣接する市町の区域内に工業用水を給水する業務
福井臨海工業用水道事業	福井市および坂井市の区域内（福井臨海工業地帯の区域内に限る。）ならびに福井市のうち九頭竜川右岸の区域内に工業用水を給水する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	県営第一工業用水道事業	福井臨海工業用水道事業	合 計
セグメント資産	2,840,440	9,136,928	11,977,368
セグメント負債	263,425	5,884,726	6,148,151
その他の項目			
減価償却費	86,740	205,522	292,262
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	7,050	122,360	129,410

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 水道事業費用	1 営業費用		3,062,577	2,276	3,064,853	
			2,899,858	2,276	2,902,134	
		1 坂井地区水道原水 および浄水費	453,831	734	454,565	坂井地区水道施設維持管理費
		2 坂井地区水道 総係費	67,041	540	67,581	坂井地区水道管理運営費
		4 日野川地区水道 原水および浄水費	669,052	621	669,673	日野川地区水道施設維持管理費
		5 日野川地区水道 総係費	169,838	381	170,219	日野川地区水道管理運営費

令和5年度 福井県水道用水供給事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	198,216,179
減価償却費	1,540,096,000
引当金の増減額(△は減少)	23,520,000
長期前受金戻入益	△ 372,032,000
受取利息および受取配当金	△ 457,000
支払利息	107,644,000
未収金の増減額(△は増加)	16,220,390
未払金の増減額(△は減少)	△ 182,549,240
小計	1,330,658,329
利息および配当金の受取額	457,000
利息の支払額	△ 107,644,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,223,471,329
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,405,360,910
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,405,360,910
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 517,476,789

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 517,476,789

資金増加額（または減少額）

△ 699,366,370

資金 期 首 残 高

12,027,203,243

資金 期 末 残 高

11,327,836,873

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	21 人		92,421	59,807	152,228	30,835	183,063
補 正 前	損益勘定支弁職員		21		91,500	58,666	150,166	30,621	180,787
比 較	損益勘定支弁職員		0		921	1,141	2,062	214	2,276

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	2,670	3,501	20,669	17,708	3,251	8,999	735	1,341
	補 正 前	2,670	3,501	20,058	17,192	3,251	8,999	735	1,330
	比 較	0	0	611	516	0	0	0	11
手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当	休 日 給						
	補 正 後	930	3						
	補 正 前	930							
	比 較	0	3						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	21 人		89,319	59,149	148,468	30,257	178,725
補 正 前	損益勘定支弁職員		21		88,644	58,070	146,714	30,053	176,767
比 較	損益勘定支弁職員		0		675	1,079	1,754	204	1,958

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	2,670	3,501	20,035	17,708	3,227	8,999	735	1,341
	補 正 前	2,670	3,501	19,486	17,192	3,227	8,999	735	1,330
	比 較	0	0	549	516	0	0	0	11
	区 分	住 居 手 当	休 日 給						
補 正 後	930	3							
補 正 前	930								
比 較	0	3							

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		3,102	658	3,760	578	4,338
補 正 前	損益勘定支弁職員		2,856	596	3,452	568	4,020
比 較	損益勘定支弁職員		246	62	308	10	318

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	通 勤 手 当				
	補 正 後	634	24				
	補 正 前	572	24				
	比 較	62	0				
	区 分						
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 921	給与改定に伴う増減分	千円 921	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 0.79% 給与改定実施時期 5年4月
手 当	1,141	制度改正に伴う増減分	1,127	期末手当の増減分 611 勤勉手当の増減分 516	
		その他の増減分	14		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職
給与改定後	平均給料月額 (円)		341,790		
	平均給与月額 (円)		401,097		
	平均年齢 (歳)		46.6		
給与改定前	平均給料月額 (円)		339,104		
	平均給与月額 (円)		398,317		
	平均年齢 (歳)		46.6		

(2) 初任給

(単位 円)

区	分	行	政	職	一般会計の制度	
					行	政
給与改定後	高校卒	170,900			170,900	
	大学卒	202,400			202,400	
給与改定前	高校卒	158,900			158,900	
	大学卒	191,700			191,700	

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	3	14.3
	2	1	4.8
	3	4	19.0
	4	2	9.5
	5	7	33.3
	6	2	9.5
	7	1	4.8
	8	1	4.8
	計	21	100.0
補 正 前	1	2	9.5
	2	1	4.8
	3	2	9.5
	4	3	14.3
	5	9	42.8
	6	3	14.3
	7	1	4.8
	計	21	100.0

(級別の基準となる職務)											
区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行	政	職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当											
区	分	一般会計の制度との異同			差 異 の 内 容						
扶	養	手	当	同							
通	勤	手	当	同							
住	居	手	当	同							

令和5年度 福井県水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

	資	産	の	部
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地				4,564,283,065
ロ 建物	3,236,814,310			
減価償却累計額	<u>△1,722,590,854</u>			1,514,223,456
ハ 構築物	40,635,309,106			
減価償却累計額	<u>△17,765,117,242</u>			22,870,191,864
ニ 機械および装置	15,857,826,349			
減価償却累計額	<u>△9,648,582,785</u>			6,209,243,564
ホ 工具器具備品	117,179,377			
減価償却累計額	<u>△96,649,940</u>			20,529,437
ヘ 車輛運搬具	3,760,079			
減価償却累計額	<u>△3,572,074</u>			188,005
ト 建設仮勘定				
水道用水供給事業建設仮勘定				<u>117,932,000</u>
有形固定資産合計				35,296,591,391
(2) 無形固定資産				
イ 電信電話施設利用権				223,833

口電話加入権	151,600		
ハ水道施設利用権	889,627		
ニ地上権	<u>9,446,181</u>		
無形固定資産合計		<u>10,711,241</u>	
固定資産合計			35,307,302,632

2 流動資産			
(1) 現金預金		11,327,836,873	
(2) 未収金		<u>250,082,000</u>	
流動資産合計			<u>11,577,918,873</u>
資産合計			<u>46,885,221,505</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		4,367,707,756	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金	210,343,111		
ロ修繕引当金	<u>1,535,492,649</u>		
引当金合計		<u>1,745,835,760</u>	
固定負債合計			6,113,543,516

4 流動負債			
(1) 企業債		517,476,789	
(2) 未払金		165,698,731	
(3) 引当金			

イ賞与引当金	<u>11,003,000</u>		
引当金合計		11,003,000	
(4) 預り金		<u>8,817,537</u>	
流動負債合計			702,996,057
5 繰延収益			
長期前受金		19,032,533,269	
収益化累計額		<u>△9,507,080,553</u>	
繰延収益合計			<u>9,525,452,716</u>
負債合計			16,341,992,289

資 本 の 部

6 資本金			27,558,014,050
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イその他資本剰余金	<u>1,777,895,821</u>		
資本剰余金合計		1,777,895,821	
(2) 利益剰余金			
イ建設改良積立金	261,632,956		
ロ当年度未処分利益剰余金	<u>945,686,389</u>		
利益剰余金合計		<u>1,207,319,345</u>	
剰余金合計			<u>2,985,215,166</u>
資本合計			<u>30,543,229,216</u>

負債資本合計

46,885,221,505

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8 ～ 50年
	構	築	物 7 ～ 60年
	機	械	および装置 5 ～ 20年
	工	具	器具備品 2 ～ 15年
	車	輛	運搬具 2 ～ 6年

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金 11,003千円を取り崩し、5,058千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）坂井地区水道賞与引当金戻入益、5,945千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）日野川地区水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県水道用水供給事業会計では、坂井地区水道用水供給事業および日野川地区水道用水供給事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
坂井地区水道用水供給事業	あわら市および坂井市に水道水を供給する業務
日野川地区水道用水供給事業	福井市、鯖江市、越前市、南越前町および越前町に水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	坂井地区水道用水供給事業	日野川地区水道用水供給事業	合 計
セグメント資産	15,348,077	31,537,145	46,885,222
セグメント負債	2,765,358	13,576,634	16,341,992
その他の項目			
減価償却費	493,410	1,046,686	1,540,096
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	601,435	803,926	1,405,361

令和5年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 下水道事業費用	1 営業費用		1,216,145	772	1,216,917	
		2 福井臨海下水道場水道費	1,193,957	772	1,194,729	福井臨海下水道下水処理施設維持管理費
		3 福井臨海下水道福総係	626,861	565	627,426	福井臨海下水道管理運営費
			18,953	207	19,160	

令和5年度 福井県臨海下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	26,237,116
	減価償却費	529,710,000
	長期前受金戻入益	△ 310,772,000
	受取利息および受取配当金	△ 90,000
	未収金の増減額(△は増加)	4,026,897
	未払金の増減額(△は減少)	△ 3,775,580
	小計	245,336,433
	利息および配当金の受取額	90,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	245,426,433
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 152,140,000
	補助金等による収入	5,015,000
	工事費負担金による収入	131,190,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,935,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
	 資金増加額(または減少額)	 229,491,433

資	金	期	首	残	高	<u>1,416,797,820</u>
資	金	期	末	残	高	1,646,289,253

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	6 人		22,847	14,984	37,831	7,948	45,779
補 正 前	損益勘定支弁職員		6		22,492	14,632	37,124	7,883	45,007
比 較	損益勘定支弁職員		0		355	352	707	65	772

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	936	748	5,221	3,941	1,304	2,138	64	313
	補 正 前	936	748	5,025	3,791	1,304	2,138	64	308
	比 較	0	0	196	150	0	0	0	5
	区 分	住 居 手 当	休 日 給						
補 正 後	318	1							
補 正 前	318								
比 較	0	1							

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	6 人		21,296	14,565	35,861	7,644	43,505
補 正 前	損益勘定支弁職員		6		21,064	14,244	35,308	7,584	42,892
比 較	損益勘定支弁職員		0		232	321	553	60	613

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	936	748	4,904	3,941	1,202	2,138	64	313
	補 正 前	936	748	4,739	3,791	1,202	2,138	64	308
	比 較	0	0	165	150	0	0	0	5
	区 分	住 居 手 当	休 日 給						
	補 正 後	318	1						
	補 正 前	318							
	比 較	0	1						

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区	分	給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		1,551	419	1,970	304	2,274
補 正 前	損益勘定支弁職員		1,428	388	1,816	299	2,115
比 較	損益勘定支弁職員		123	31	154	5	159

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	通 勤 手 当				
	補 正 後	317	102				
	補 正 前	286	102				
	比 較	31	0				
	区 分						
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	千円 355	給与改定に伴う増減分	千円 355		千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.08% 給与改定実施時期 5年4月
手 当	352	制度改正に伴う増減分	346	期末手当の増減分	196	
		その他の増減分	6	勤勉手当の増減分	150	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職	
給与改定後	平均給料月額		(円)			326,216
	平均給与月額		(円)			388,159
	平均年齢		(歳)			43.1
給与改定前	平均給料月額		(円)			322,716
	平均給与月額		(円)			384,566
	平均年齢		(歳)			43.1

(2) 初任給

(単位 円)

区		分	行	政	職	一般会計の制度		
						行	政	職
給与改定後	高校卒			170,900		170,900		
	大学卒			202,400		202,400		
給与改定前	高校卒			158,900		158,900		
	大学卒			191,700		191,700		

(3) 級別職員数			
区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	1	16.7
	2		
	3	1	16.7
	4	1	16.7
	5	2	33.2
	6	1	16.7
	計	6	100.0
補正前	1	1	16.7
	2		
	3	1	16.7
	4	1	16.7
	5	2	33.2
	6	1	16.7
	計	6	100.0

(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐級の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当									
区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容						
扶 養 手 当	同								
通 勤 手 当	同								
住 居 手 当	同								

令和5年度 福井県臨海下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		244,667,137	
ロ 建 物	1,144,865,660		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 692,653,873</u>	452,211,787	
ハ 構 築 物	7,112,137,949		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,441,229,304</u>	4,670,908,645	
ニ 機 械 お よ び 装 置	9,579,870,643		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,295,165,063</u>	4,284,705,580	
ホ 車 輜 運 搬 具	1,080,000		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,026,000</u>	54,000	
ヘ 工 具 器 具 備 品	52,456,820		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 45,543,442</u>	6,913,378	
ト 建 設 仮 勘 定			
臨海下水道建設仮勘定		<u>116,750,000</u>	
有形固定資産合計			9,776,210,527

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		<u>304,288</u>	
-------------	--	----------------	--

無形固定資産合計		<u>304,288</u>	
固定資産合計			9,776,514,815
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,646,289,253	
(2) 未収金		76,116,000	
(3) 立替金		<u>542</u>	
流動資産合計			<u>1,722,405,795</u>
資産合計			<u>11,498,920,610</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 引当金			
イ 退職給付引当金	58,194,128		
ロ 修繕引当金	<u>179,448,873</u>		
引当金合計		<u>237,643,001</u>	
固定負債合計			237,643,001
4 流動負債			
(1) 未払金		77,392,884	
(2) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>2,558,000</u>		
引当金合計		2,558,000	
(3) 預り金		<u>8,568,259</u>	
流動負債合計			88,519,143

5 繰延収益			
長期前受金		13,254,753,150	
収益化累計額		<u>△7,016,110,071</u>	
繰延収益合計			<u>6,238,643,079</u>
負債合計			6,564,805,223
資 本 の 部			
6 資本金			4,421,155,056
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ その他資本剰余金	<u>85,252,425</u>		
資本剰余金合計		85,252,425	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	4,609,816		
ロ 建設改良積立金	380,470,065		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>42,628,025</u>		
利益剰余金合計		<u>427,707,906</u>	
剰余金合計			<u>512,960,331</u>
資本合計			<u>4,934,115,387</u>
負債資本合計			<u>11,498,920,610</u>